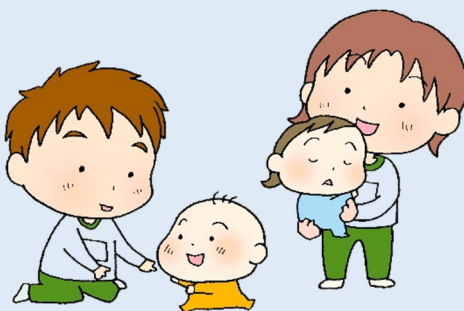


第二期永平寺町 子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度



永平寺町イメージキャラクター
「えい坊くん」



令和2年3月

永平寺町

ごあいさつ



少子高齢化が進む昨今、核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、児童虐待の深刻化等、子ども・子育てを取り巻く環境は厳しくなっており、同時に、子育てに対する不安や負担、孤立感も高まってきています。

国においては、平成27年の子ども・子育て支援新制度の施行後、幼児教育・保育・子育て支援の量的拡大と質の向上等が進められてきました。さらに令和元年10月には幼児教育・保育の無償化も開始され、子育て支援を取り巻く状況は、日々改善が重ねられています。

永平寺町におきましても、「すくすく・のびのび 子どもが輝くまち・えいへいじ」を基本理念として掲げ、平成27年3月に「永平寺町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育てに関する取り組みを総合的に推進してまいりました。

このたび、令和元年度で計画期間が満了となる「永平寺町子ども・子育て支援事業計画」の次期計画として、近年の社会潮流や永平寺町における子育てを取り巻く環境、前期計画の成果や顕在化した課題など踏まえ、「第二期永平寺町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画では、社会の希望であり、未来をつくる大切な宝である子どもたちに対し、切れ目ない支援サービスの充実を図るとともに、子育て家庭を地域社会全体で見守り、支援することができる環境整備をより一層促進してまいります。

最後に、本計画の策定にあたりご尽力をいただきました「永平寺町子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、関係者並びにアンケート調査にご協力いただきました住民の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和2年3月

永平寺町長 河合 永充

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と目的.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	2
第2章 永平寺町の現状.....	3
1 統計資料から見る現状.....	3
2 ニーズ調査結果.....	11
3 第1期計画の量の見込みと実績.....	34
4 基本目標に基づく取り組みの現状.....	38
5 課題のまとめ.....	44
第3章 計画の基本的な考え方.....	47
1 基本理念.....	47
2 基本目標.....	48
3 施策の体系.....	49
第4章 施策の展開.....	50
基本目標Ⅰ 子どもの成長を支える環境づくり.....	50
基本目標Ⅱ 家庭における子育ての充実.....	61
基本目標Ⅲ 子どもが安心・安全に暮らせる環境づくり.....	65
第5章 量の見込みと確保の内容.....	68
1 教育・保育提供区域の設定.....	68
2 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容.....	69
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容.....	70
4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容.....	74
第6章 計画の推進にあたって.....	75
1 計画の推進体制.....	75
2 計画の評価・検証.....	75
資料編.....	76
1 ニーズ調査実施概要.....	76
2 永平寺町子ども・子育て支援事業計画策定経過.....	77
3 永平寺町子ども・子育て会議設置要綱.....	78
4 永平寺町子ども・子育て会議委員名簿.....	80

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

わが国の少子化は急速に進行しており、合計特殊出生率は平成 28 年から 3 年連続で低下し、平成 30 年では 1.42 となっています。

子どもは、次代の主人公であり、地域の宝です。まちの明るい未来には、その子どもの健やかな成長が必要です。そのためには、安心して子どもを生き育てることができる環境を整備し、地域社会全体で子ども・子育ての支援体制の充実を図ることが重要です。

一方、子育てを取り巻く地域や家庭の状況も変化し続けており、核家族化の進行や地域での人間関係の希薄化により孤立化し、子育てに不安を抱える保護者の増加、女性の社会進出に伴う教育・保育ニーズの増大等、その問題は多様化しています。

国では、質の高い教育・保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援を充実することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年 4 月から開始されています。また、平成 26 年に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、令和元年に改正された「改正子ども・子育て支援法」や、令和元年 10 月より実施された幼児教育・保育の無償化等、子ども・子育てにおける支援はさらなる広がりを見せています。

永平寺町（以下「本町」という。）においては、平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法」に基づき、平成 27 年 3 月に「永平寺町子ども・子育て支援事業計画」（以下「第一期計画」という。）を策定し、子どもや子育て家庭にとって暮らしやすいまちとなることを目指し、子ども・子育て支援の総合的な施策の展開を推進してきました。

「第二期永平寺町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）は、令和 2 年 3 月をもって期間が終了となる第一期計画の後継の計画であり、第一期計画の成果と課題、国の動向等を踏まえながら、引き続き子ども・子育て支援を切れ目なく、効果的に推進するために策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられ、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に則して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく事業の円滑な実施に関して定めるものです。

3 計画の期間

本計画は、令和 2 年（2020 年）度を初年度とし、令和 6 年（2024 年）度を目標年次とする 5 年間の計画です。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
永平寺町 子ども・子育て支援事業計画(第一期)									
				・見直し ・策定	第二期永平寺町 子ども・子育て支援事業計画				

第2章 永平寺町の現状

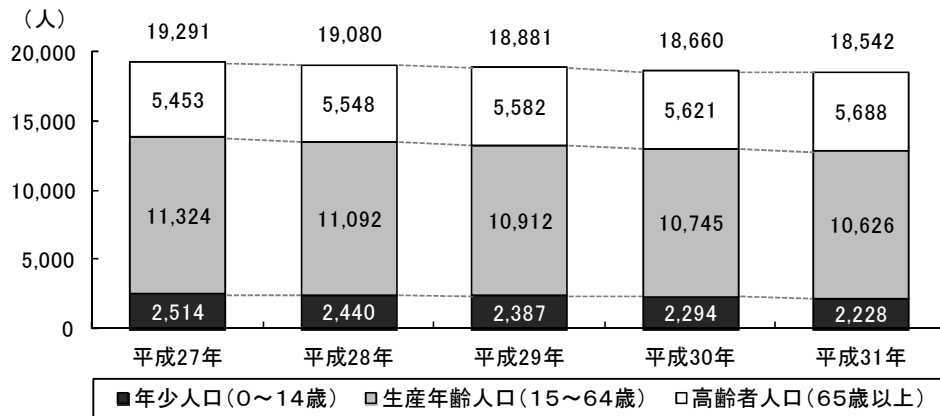
1 統計資料から見る現状

永平寺町の人口と世帯

(1) 年齢3区分別の人口推移

本町の総人口をみると、減少傾向となっており、平成29年以降は19,000人を下回っています。年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口と生産年齢人口は減少する一方、高齢者人口は増加しています。

■年齢3区分別人口推移

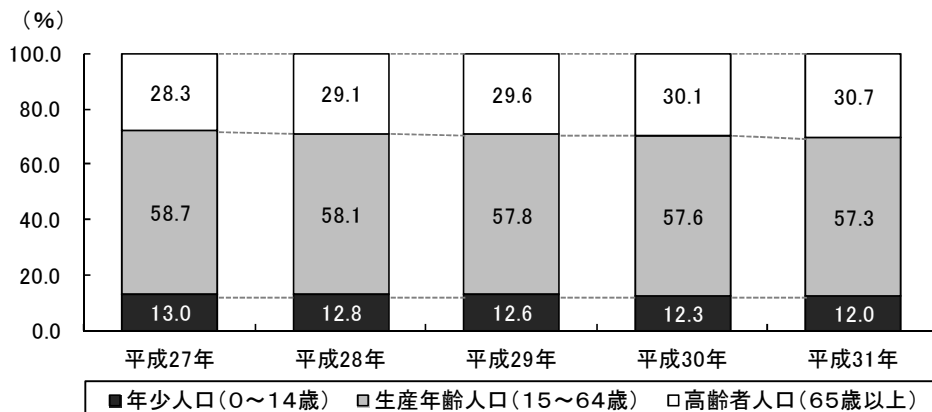


資料：住民基本台帳

(2) 年齢3区分別人口比率の推移

年齢3区分別人口比率の推移をみると、年少人口比率と生産年齢人口比率は減少傾向となっています。一方、高齢者人口比率は増加し、平成30年以降は3割台となっています。

■年齢3区分別人口比率推移

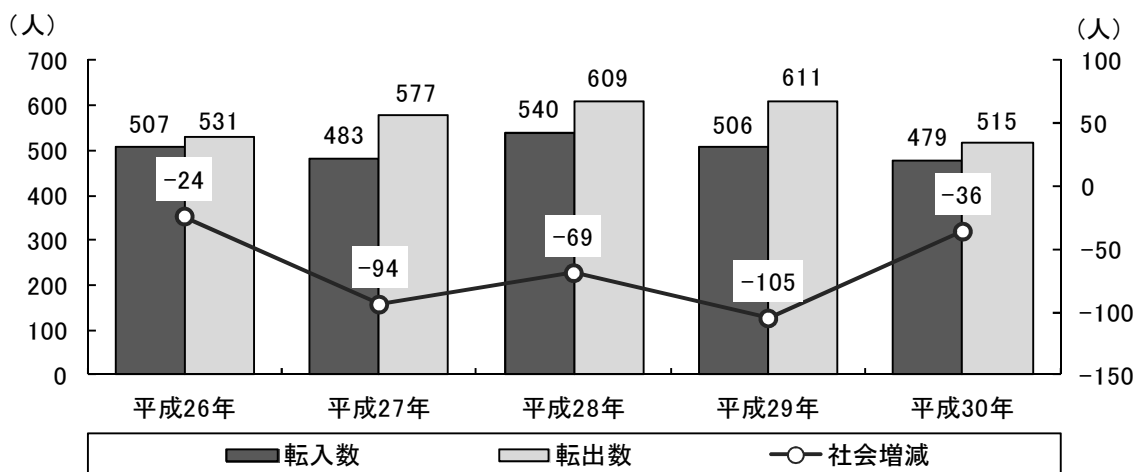


資料：住民基本台帳

(3) 社会動態

転入数の推移をみると、平成 27 年から平成 28 年にかけて増加し、その後減少に転じ、平成 30 年は 500 人を下回っています。転出数をみると、平成 26 年から平成 29 年にかけて増加し、その後減少に転じ、平成 30 年は 515 人と過去5年間で最も少なくなっています。社会増減をみると、転出数が転入数を上回っています。

■社会動態の推移

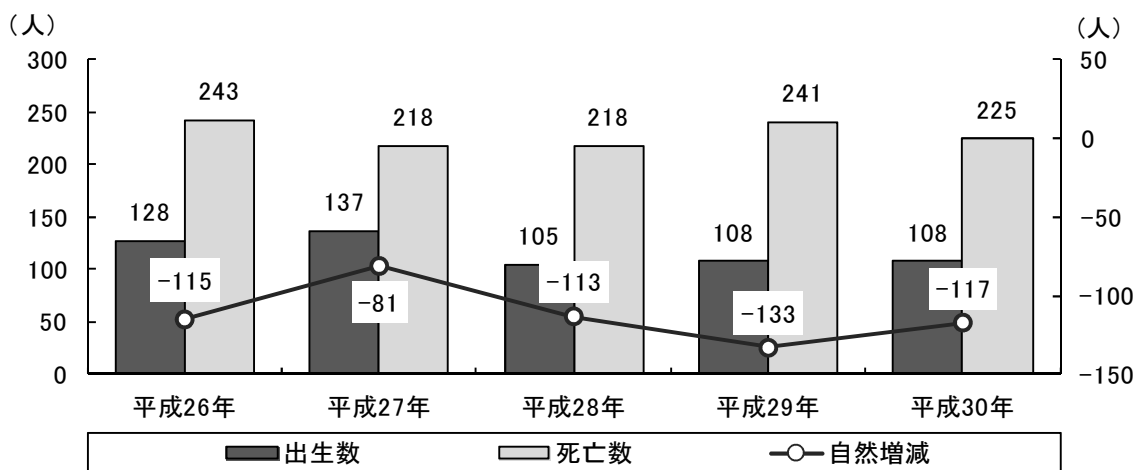


資料：住民生活課

(4) 自然動態

出生数の推移をみると、平成 27 年から平成 28 年にかけて減少し、その後横ばいで推移しています。死亡数は、増減を繰り返しながら推移しています。自然動態をみると、死亡数が出生数を上回り、その人数は平成 27 年を除くすべての年で 100 人を超えています。

■自然動態の推移

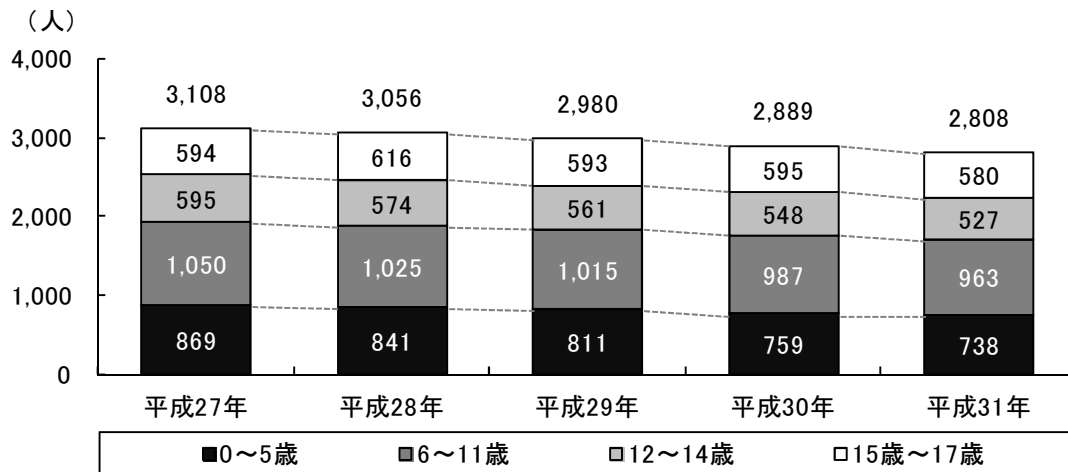


資料：住民生活課

(5) 子どもの人口推移

18歳未満の子どもの人口をみると、減少傾向となっており、平成29年以降3,000人を下回っています。各階層別の推移をみると、15歳～17歳の子ども的人口を除く、すべての階層で平成27年以降減少しています。15歳～17歳の子ども的人口は、平成27年から平成28年にかけて増加し、その後増減を繰り返しながら推移しています。

■子どもの人口推移

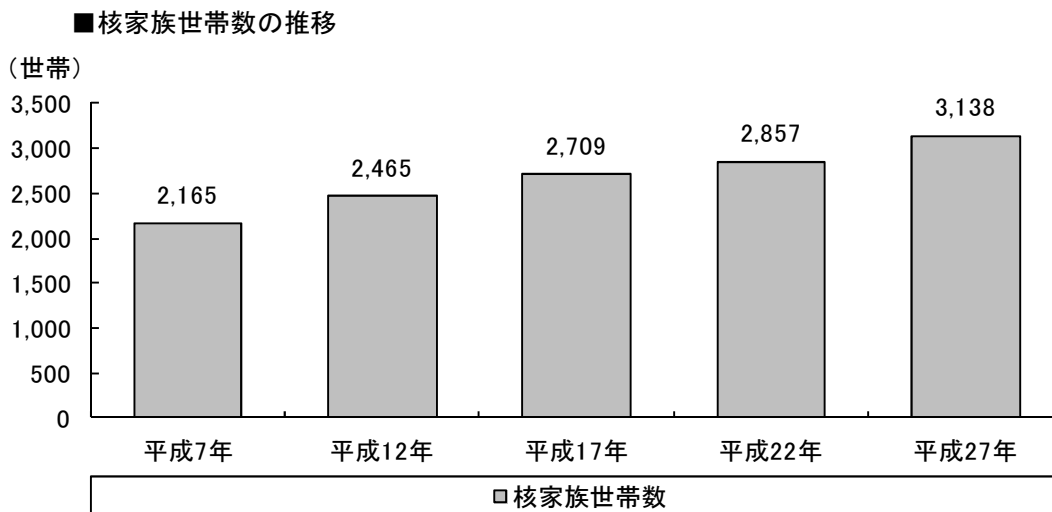


資料：住民基本台帳

永平寺町の世帯の状況

(1) 核家族世帯数の推移

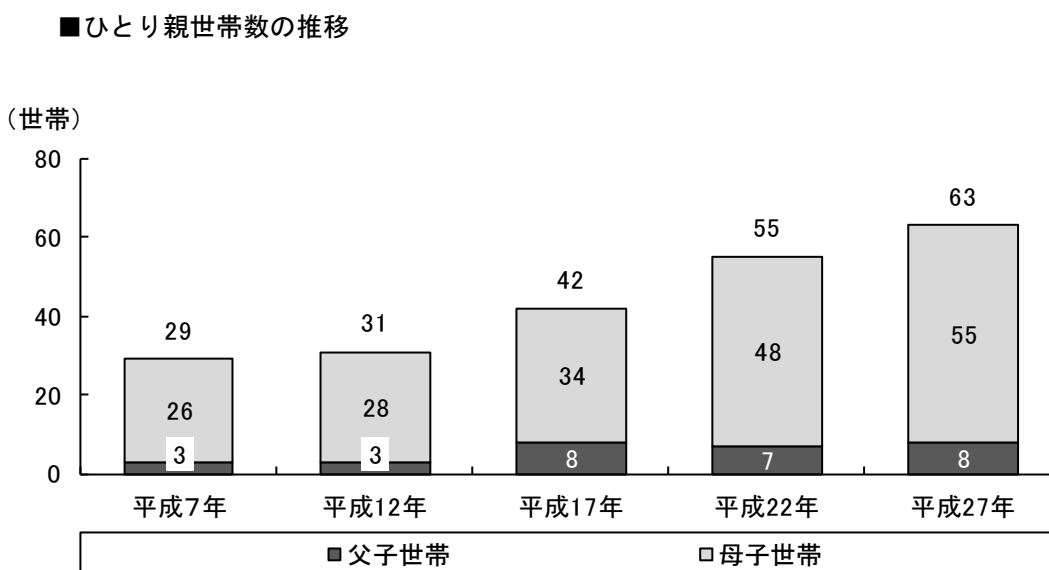
本町の核家族世帯数をみると、5年ごと(平成17年から平成22年を除く)に300世帯前後増加しながら推移しており、平成27年には3,000世帯を超えています。



資料：国勢調査

(2) ひとり親世帯数の推移

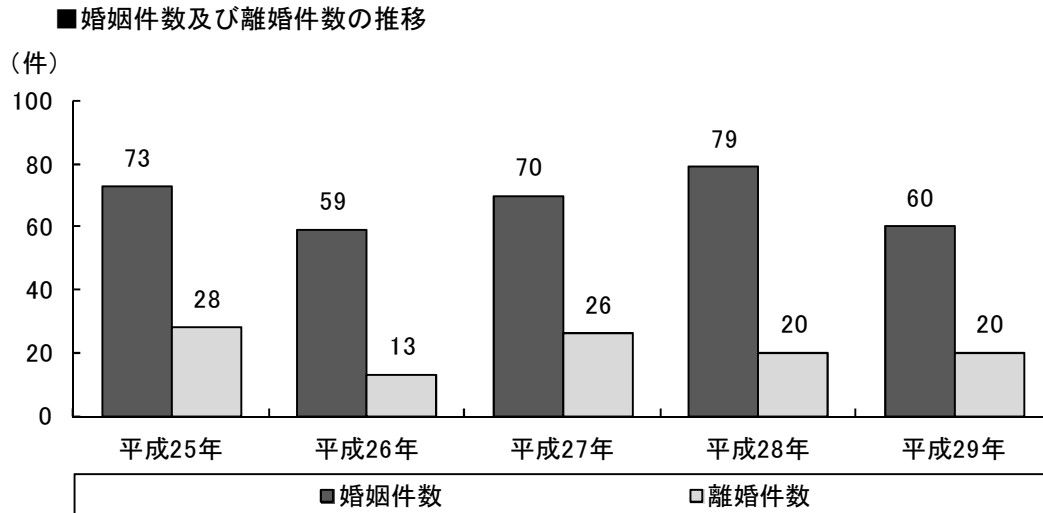
本町のひとり親世帯数をみると、増加傾向となっており、平成7年と平成27年を比較すると世帯数は倍以上となっています。



資料：国勢調査

(3) 婚姻件数及び離婚件数の推移

本町の婚姻件数、離婚件数の推移をみると、婚姻件数は約60件～約80件、離婚件数は約10件～約30件の間で増減を繰り返しています。

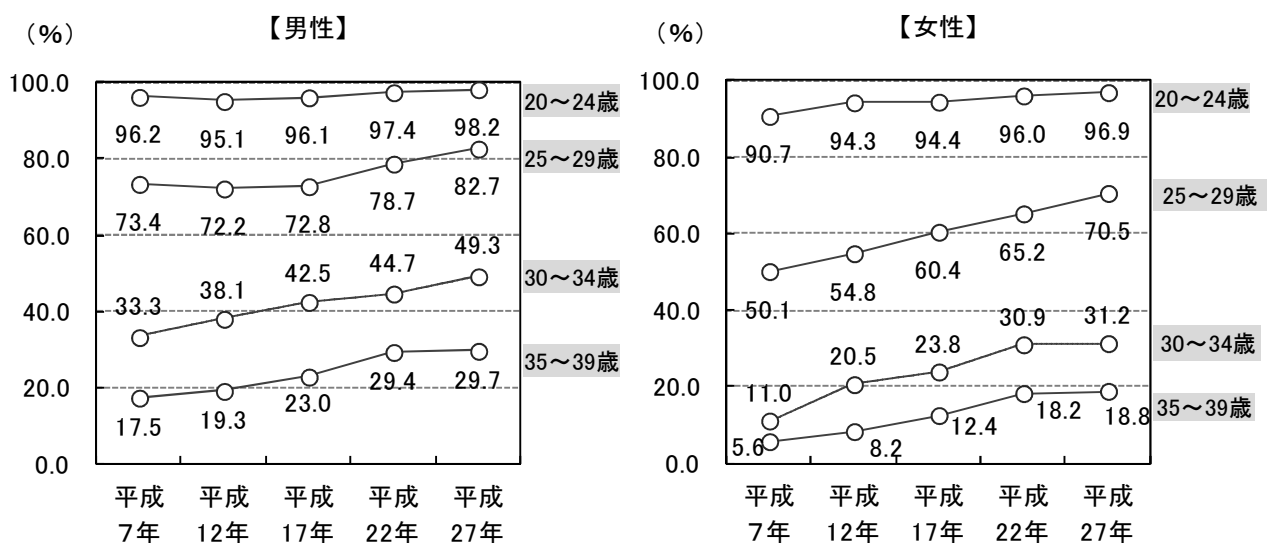


資料：福井県統計年鑑

(4) 未婚率の推移

本町の未婚率の推移をみると、男性、女性ともにすべての年齢層で増加傾向となっており、男性の30歳代前半、女性の20歳代後半については、平成7年から平成27年にかけて大きく増加しています。

■ 未婚率の推移（男女別・年齢階層別）



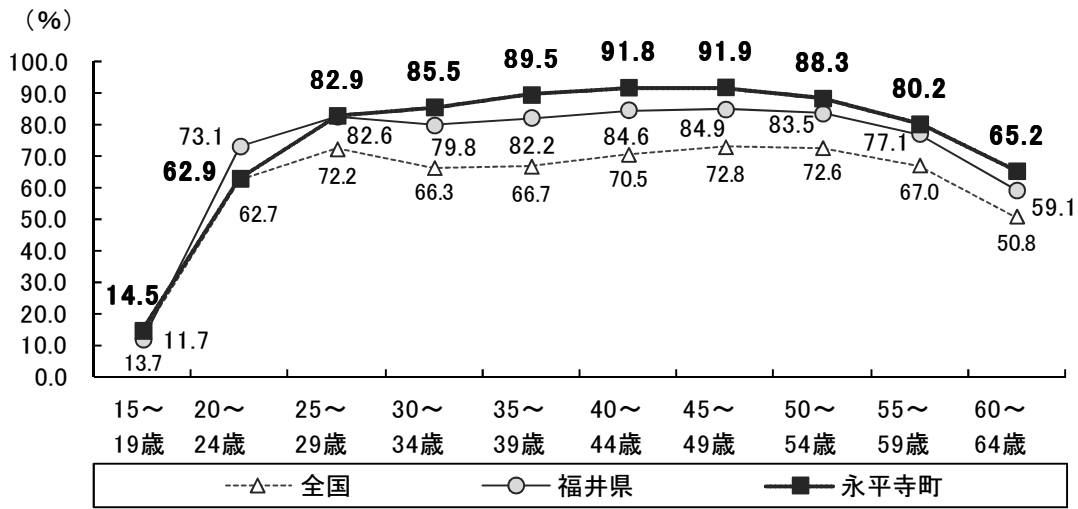
資料：国勢調査

労働力の状況

(1) 女性の労働力率の推移

本町の女性の労働力率を年齢階層別にみると、40歳代後半まで労働力率は増加しており、30歳代で労働力率が低下するM字型曲線はみられません。また、20歳代後半以降のすべての年代で、労働力率は全国、福井県の値を上回っています。

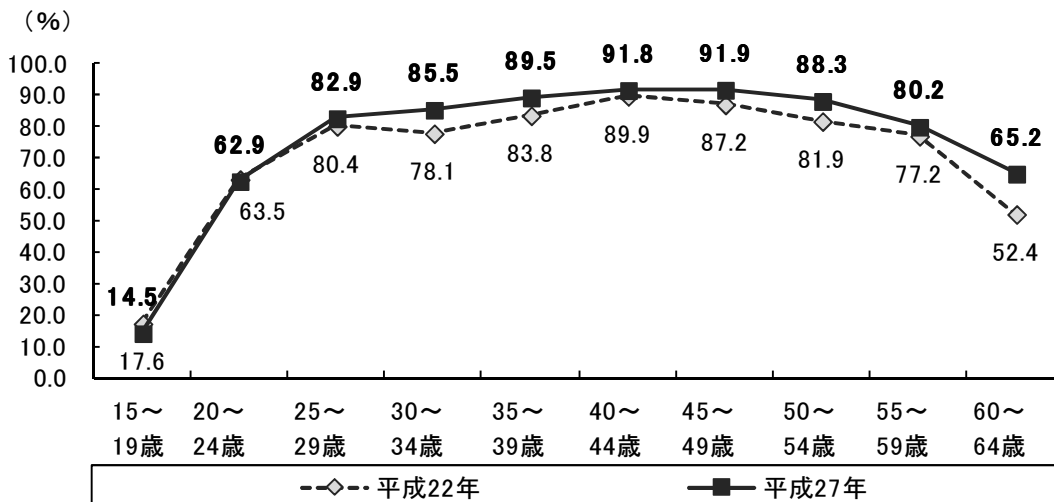
■女性の年齢階層別労働力率（全国・福井県・永平寺町の比較）



資料：国勢調査（平成27年）

本町における平成22年と平成27年の女性の労働力率を比較すると、20歳代後半以降のすべての年代で労働力率が増加しており、なかでも、30歳代前半は7.4ポイントと大きく増加しているため、30歳代で労働力率が低下するM字型曲線がみられなくなっています。

■永平寺町における女性の年齢階層別労働力率比較



資料：国勢調査

教育・保育の状況

(1) 就学前児童数の推移

就学前児童による幼稚園、幼稚園の利用状況をみると、すべての年度で入園児童数は定員数を下回っています。入園児童数の推移をみると、幼稚園は、平成28年度の680人をピークにその後減少に転じ、平成30年度以降は約600人で推移しています。一方、幼稚園は約50人～約70人の間で増減を繰り返しています。

■幼稚園の状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
幼稚園数 (園)	8	8	8	8	8
定員数 (人)	740	740	740	740	740
職員数 (人)	133	127	132	124	126
入園児童数 (人)	662	680	646	605	606
うち0歳児 (人)	51	46	50	55	53
うち1歳児 (人)	91	103	89	88	98
うち2歳児 (人)	119	126	120	99	119
うち3歳児 (人)	137	117	124	117	89
うち4歳児 (人)	139	149	119	124	120
うち5歳児 (人)	125	139	144	122	127

■幼稚園の状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
幼稚園数 (園)	2	2	2	2	2
定員数 (人)	180	180	180	150	150
職員数 (人)	14	16	13	10	12
入園児童数 (人)	69	63	49	56	51
うち3歳児 (人)	15	18	17	21	15
うち4歳児 (人)	28	15	20	16	21
うち5歳児 (人)	26	30	12	19	15

資料：子育て支援課

(2) 小学校児童数の推移

小学校の状況を見ると、児童数が年々減少し、平成30年度以降は1,000人を下回っています。一方、特別支援の児童数は増減を繰り返しており、平成31年度は26人と過去5年間で最も高くなっています。

■小学校の状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
児童数計 (人)	1,042	1,018	1,014	980	957
1年生 (人)	175	154	164	157	134
2年生 (人)	161	172	158	162	157
3年生 (人)	163	159	172	154	160
4年生 (人)	184	164	157	172	153
5年生 (人)	169	184	167	155	171
6年生 (人)	179	170	183	165	156
特別支援 (人)	11	15	13	15	26

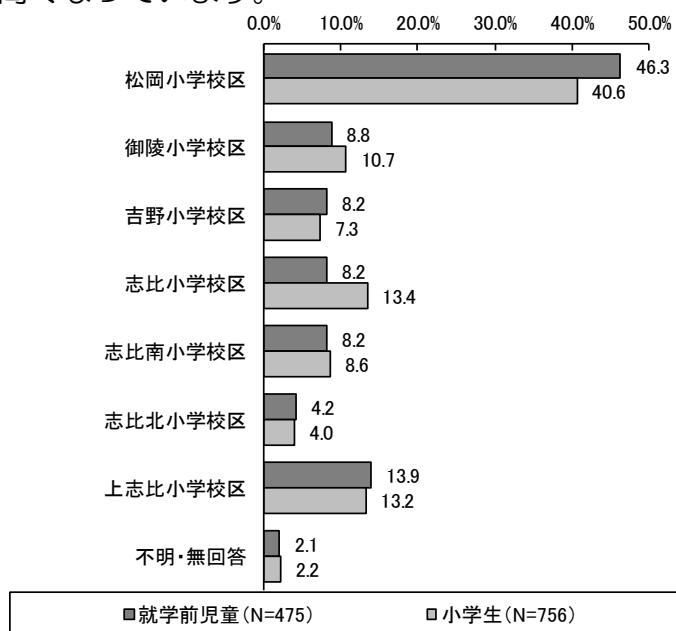
資料：学校教育課

2 ニーズ調査結果

子どもと家族の状況

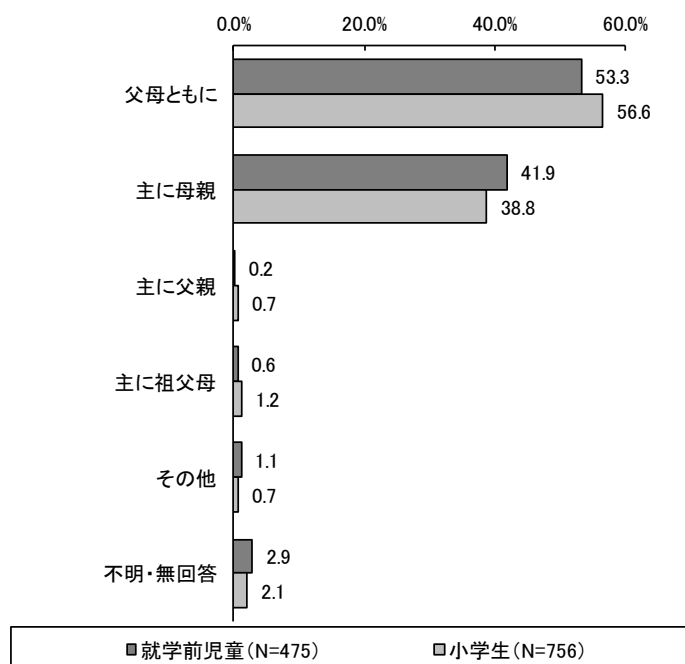
(1) 居住地区〈単数回答〉

調査対象者の居住地区をみると、「松岡小学校区」が就学前児童、小学生ともに4割台と最も高くなっています。



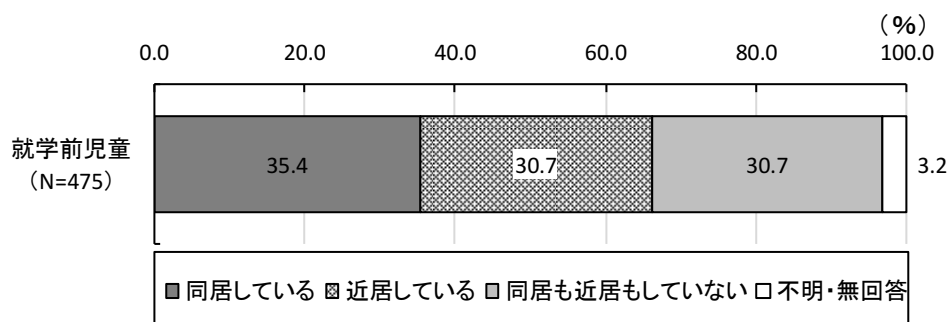
(2) 子育てを主に行っている人〈単数回答〉

調査対象者の子育てを主に行っている人をみると、「父母ともに」が就学前児童、小学生ともに5割台と最も高く、次いで「主に母親」が就学前児童、小学生ともに4割程度となっています。



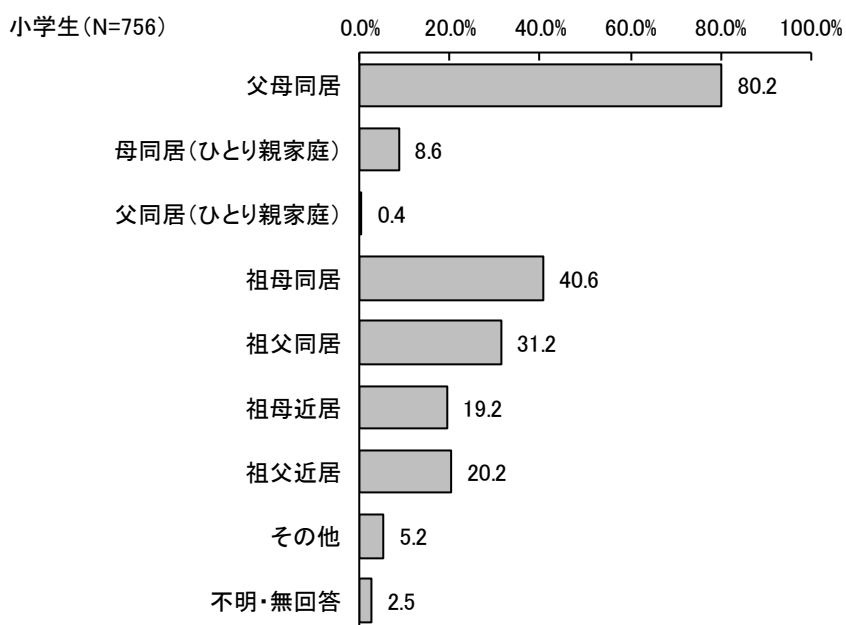
(3) 祖父母との同居・近居の現況〈単数回答〉【就学前児童のみ】

祖父母との同居・近居の現況をみると、「同居している」が3割台半ばと最も高く、次いで「近居している」「同居も近居もしていない」がともに約3割となっています。



(4) 同居・近居の状況〈複数回答〉【小学生のみ】

同居・近居の状況をみると、「父母同居」が約8割と最も高く、次いで「祖母同居」が約4割、「祖父同居」が3割台前半となっています。

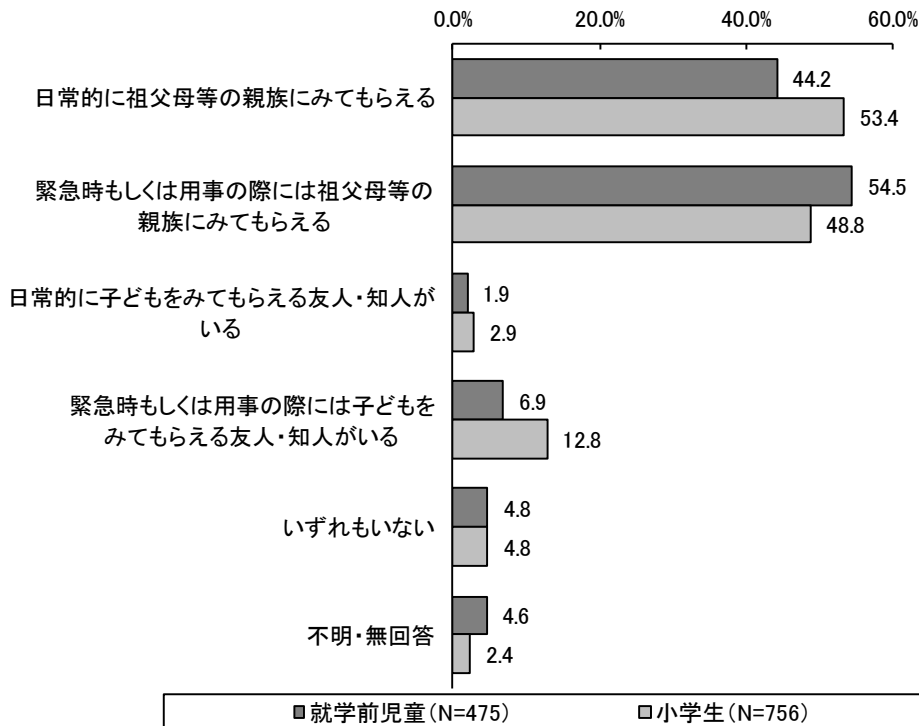


子どもの育ちをめぐる環境

(1) 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無〈複数回答〉

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人をみると、就学前児童は「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が5割台半ばと最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が4割台半ばとなっています。

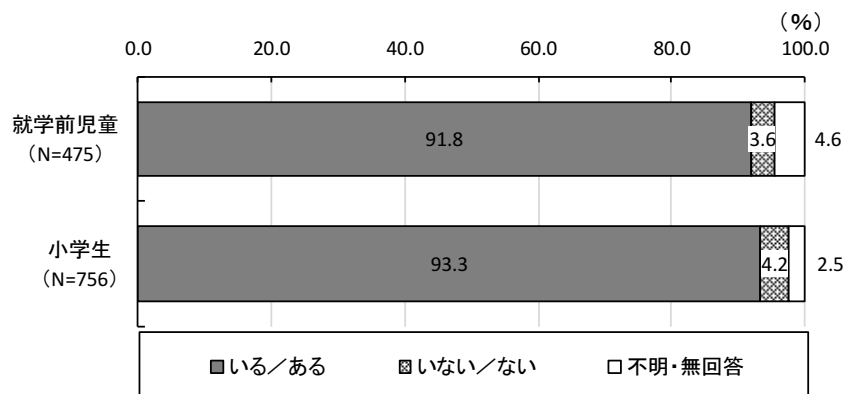
小学生は「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が5割台前半と最も高く、次いで「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が4割台後半となっています。



(2) 子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人の有無〈単数回答〉

子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人をみると、「いる／ある」が就学前児童、小学生ともに9割台前半となっています。

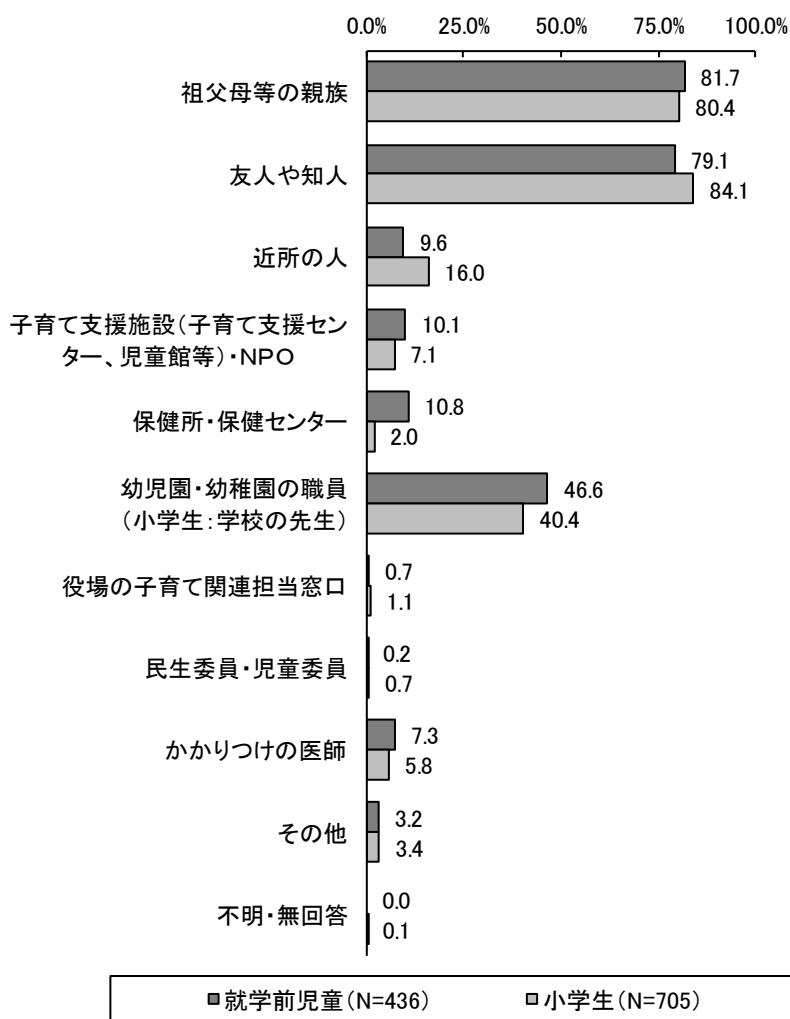
一方、「いない／ない」は就学前児童、小学生ともに1割以下となっています。



(3) 子育てをする上での相談先〈複数回答〉

子育てをする上での相談先をみると就学前児童は「祖父母等の親族」が8割台前半と最も高く、次いで「友人や知人」が約8割、「幼稚園・幼稚園の職員」が4割台後半となっています。

小学生は「友人や知人」が8割台半ばと最も高く、次いで「祖父母等の親族」が約8割、「学校の先生」が約4割となっています。

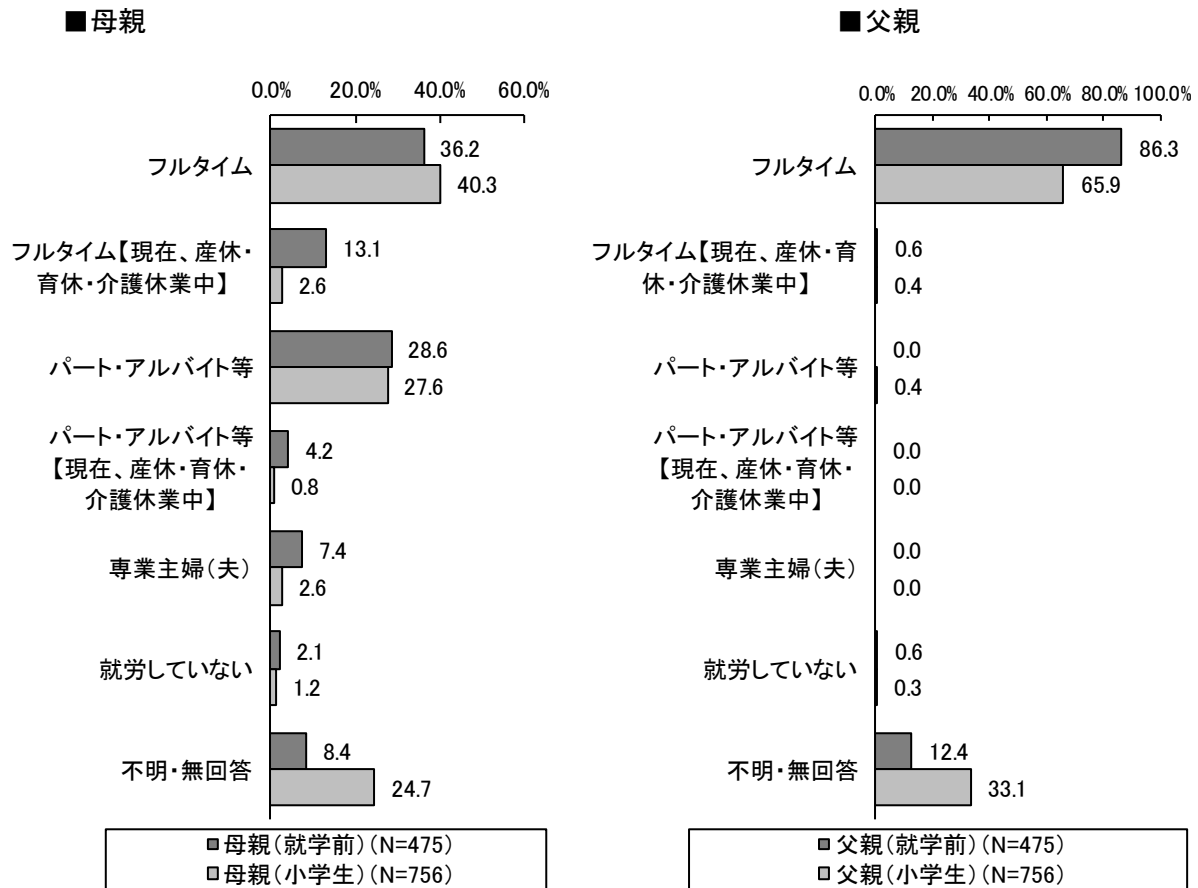


保護者の就労状況

(1) 保護者の就労状況〈単数回答〉

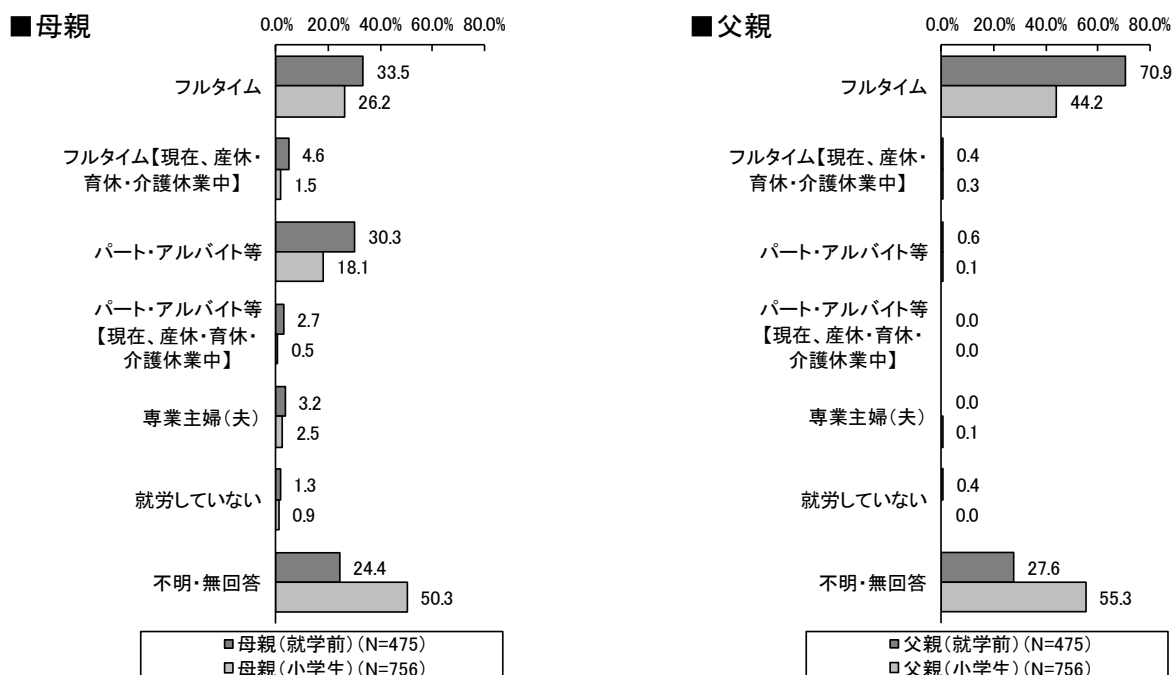
保護者の就労状況をみると、母親は「フルタイム」が就学前児童で3割台後半、小学生で約4割と最も高く、次いで「パート・アルバイト等」が就学前児童、小学生ともに2割台後半となっています。

父親は「フルタイム」が就学前児童で8割台後半、小学生で6割台半ばと最も高く、他の項目は就学前児童、小学生ともにほとんどみられません。



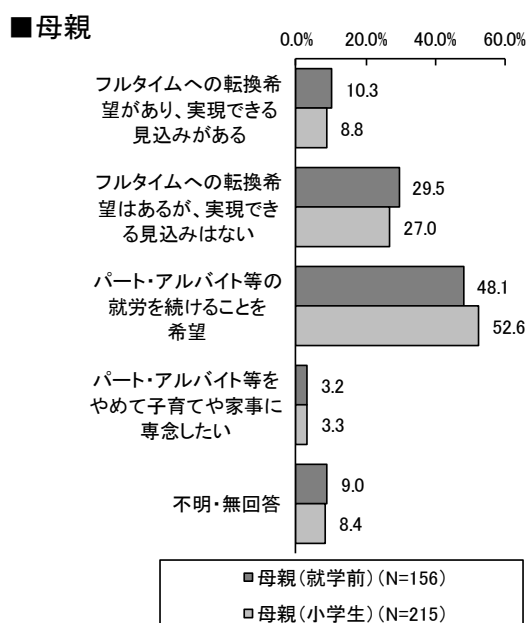
(2) 1年以内の就労状況の希望〈単数回答〉

1年以内の就労状況の希望をみると、母親は「フルタイム」が就学前児童で3割前半、小学生で2割台後半と最も高く、次いで「パート・アルバイト等」が就学前児童で約3割、小学生では1割台後半となっています。父親は「フルタイム」が就学前児童で約7割、小学生で4割台半ばと最も高くなっています。



(3) フルタイムへの転換希望〈単数回答〉

現在「パート・アルバイト等」で就労している方のフルタイムへの転換希望をみると、母親は「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が就学前児童で4割台後半、小学生で5割台前半と最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が就学前児童で約3割、小学生で2割台後半となっています。



父親

※就学前児童の父親の対象者はいませんでした。

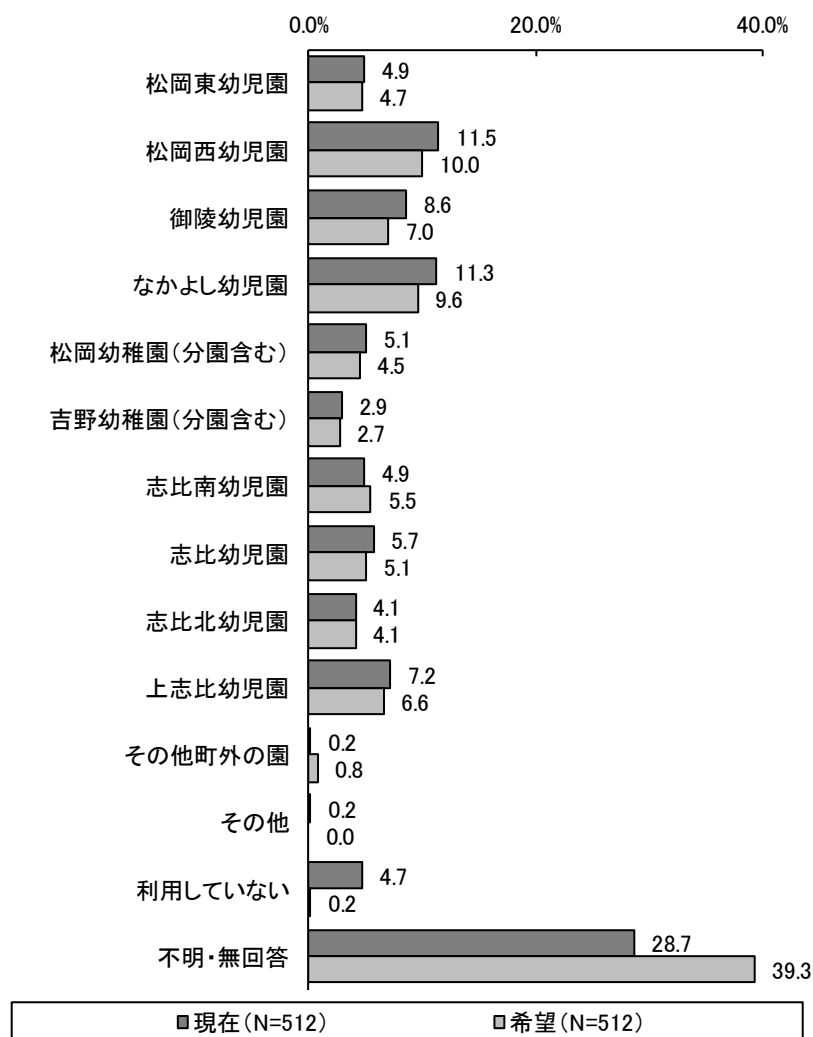
※小学生の父親は、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望する」が1件となっています。

幼稚園・幼稚園等の利用状況

(1) 現在利用している定期的な教育・保育事業〈複数回答〉【就学前児童のみ】

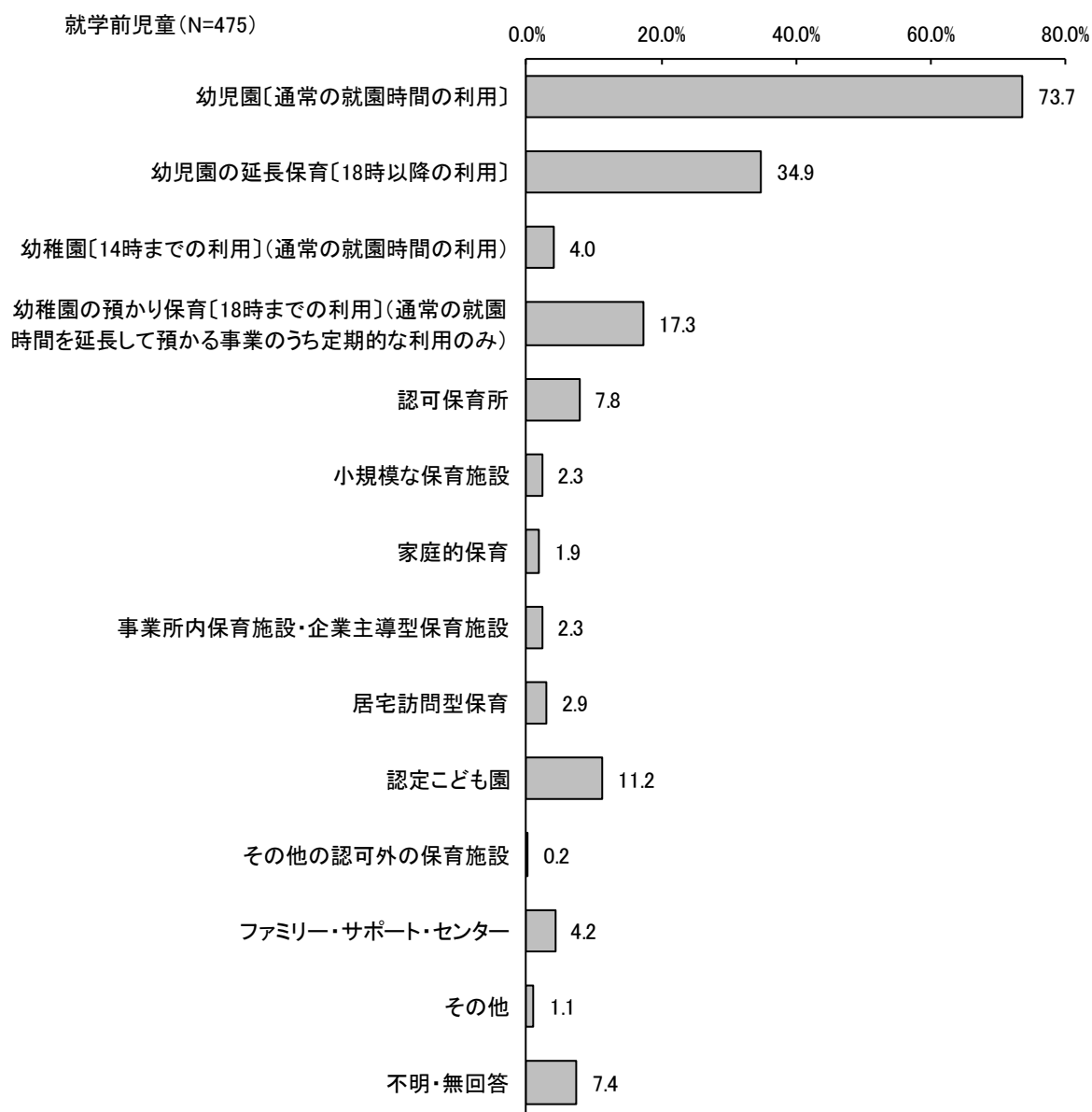
現在利用している事業をみると、現在は「松岡西幼稚園」が11.5%と最も高く、次いで「なかよし幼稚園」が11.3%、「御陵幼稚園」が8.6%となっています。

希望は「松岡西幼稚園」が10.0%と最も高く、次いで「なかよし幼稚園」が9.6%、「御陵幼稚園」が7.0%となっており、現在の利用と希望に乖離はみられません。



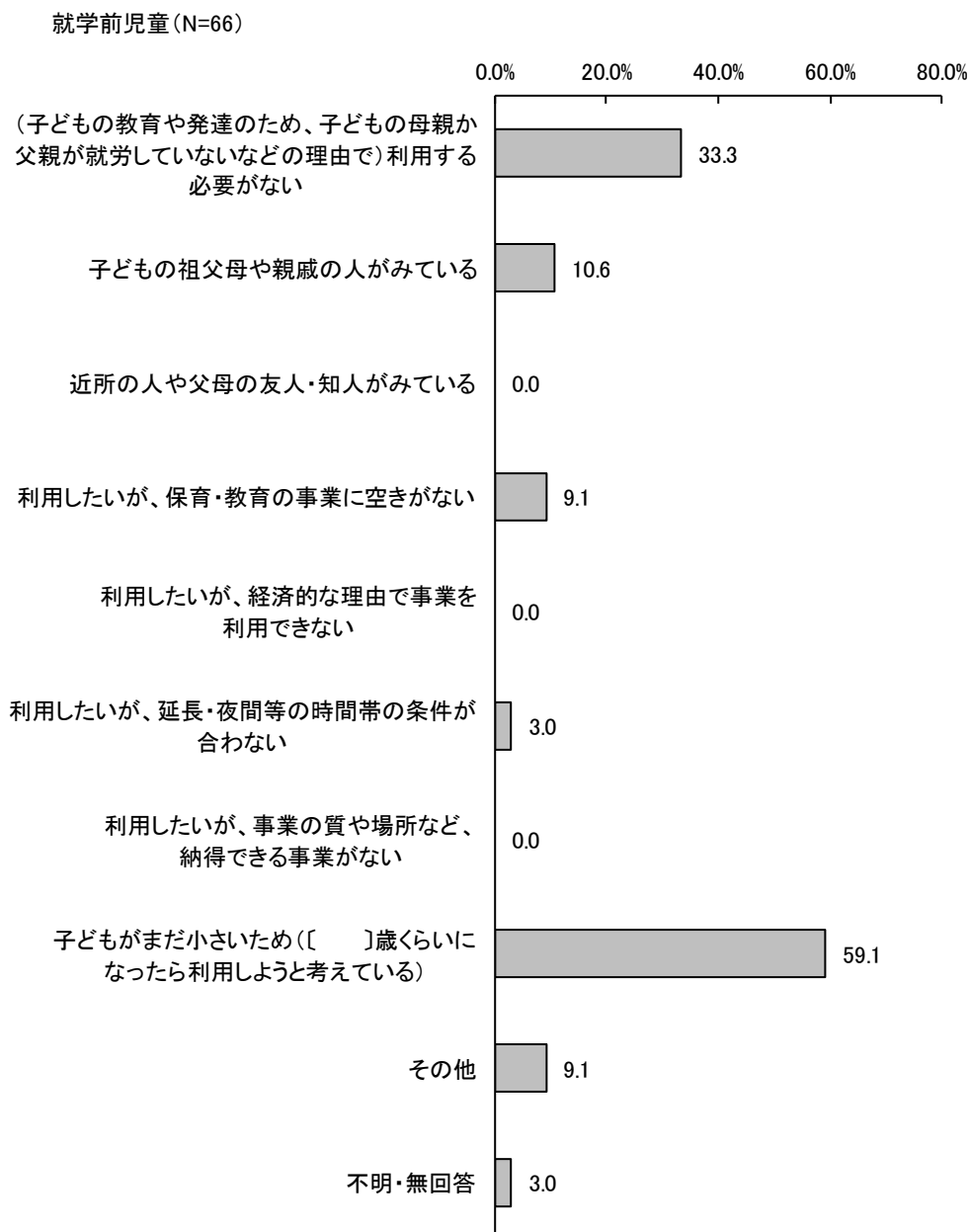
(2) 保育園・認定こども園の利用料が無償化された際、「定期的に」利用したい事業〈複数回答〉【就学前児童のみ】

保育園・認定こども園の利用料が無償化された際、「定期的に」利用したい事業をみると、「幼稚園〔通常の就園時間の利用〕」が7割前半と最も高く、次いで「幼稚園の延長保育〔18時以降の利用〕」が3割台半ばとなっています。



(3) 平日の定期的な教育・保育事業を利用していない理由 〈複数回答〉【就学前児童のみ】

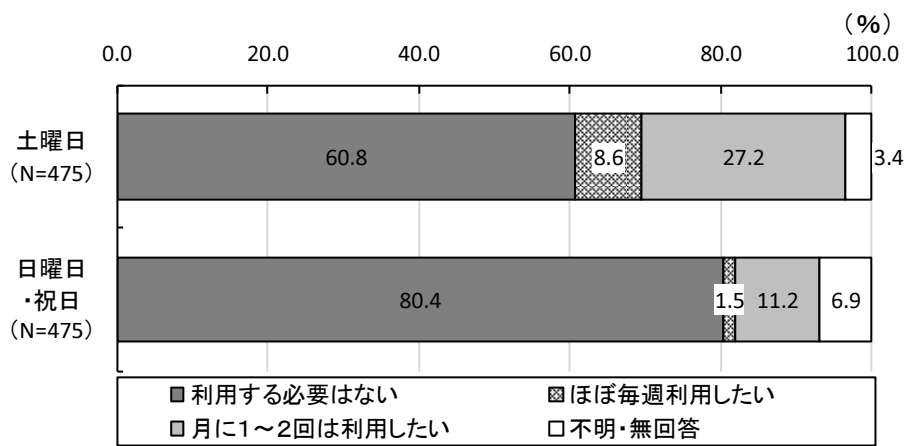
平日の定期的な教育・保育事業を利用していない理由をみると、就学前児童は「子どもがまだ小さいため（何歳くらいになったら利用しようと考えている）」が約6割と最も高く、次いで「（子どもの教育や発達のため、子どもの母親か父親が就労していないなどの理由で）利用する必要がない」が3割台前半となっています。



土曜・休日の教育・保育事業の利用希望

(1) 土曜日、日曜日・祝日の定期的な教育・保育の事業の利用希望 〈単数回答〉【就学前児童のみ】

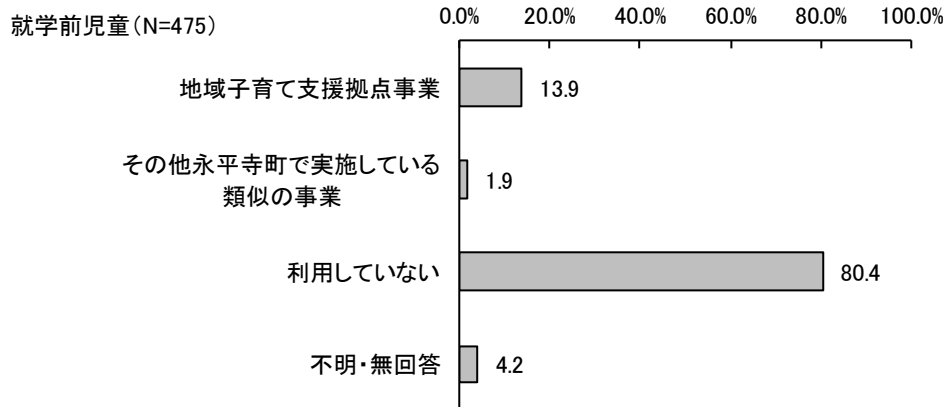
土曜日、日曜日・祝日の定期的な教育・保育の事業の利用希望をみると、「利用する必要はない」が土曜日で約6割、日曜日・祝日では約8割と最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい」が土曜日で2割台後半、日曜日・祝日で1割台前半となっています。



地域の子育て支援事業の利用状況

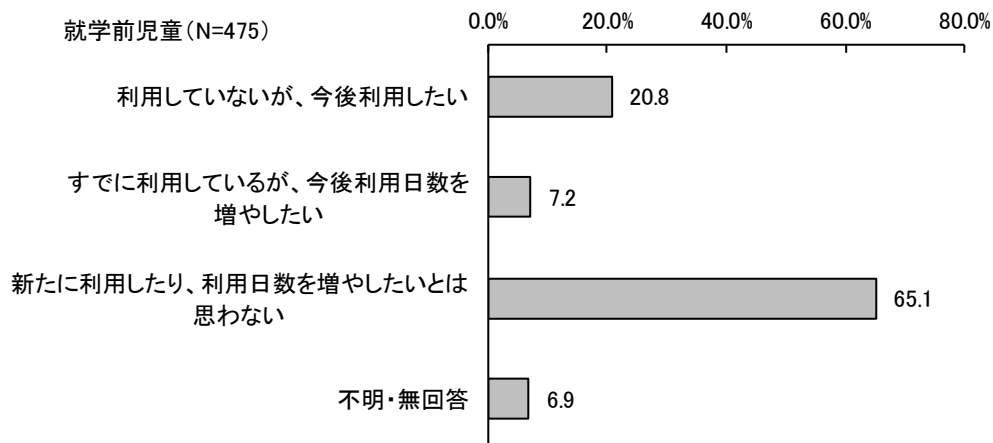
(1) 現在の地域子育て支援拠点事業の利用状況〈複数回答〉【就学前児童のみ】

現在の地域子育て支援拠点事業の利用状況をみると、「利用していない」が約8割と最も高く、次いで「地域子育て支援拠点事業」が1割台前半となっています。



(2) 地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向〈単数回答〉【就学前児童のみ】

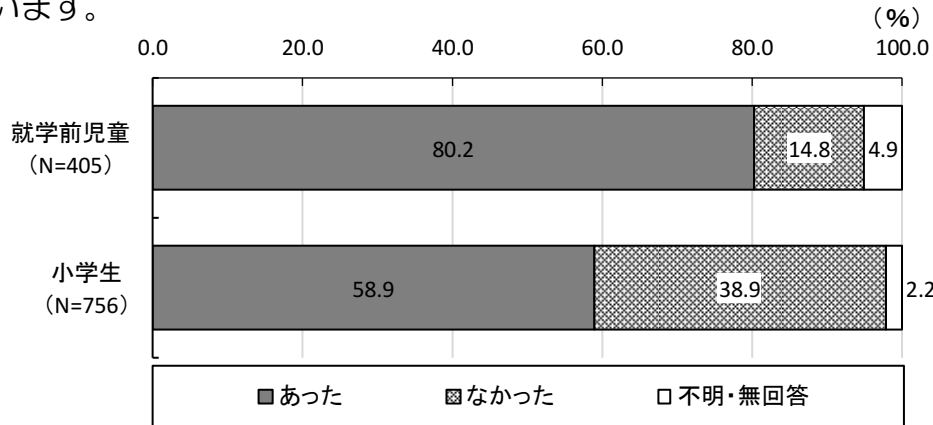
地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向をみると、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が6割台半ばと最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」が約2割となっています。



病気の際の対応

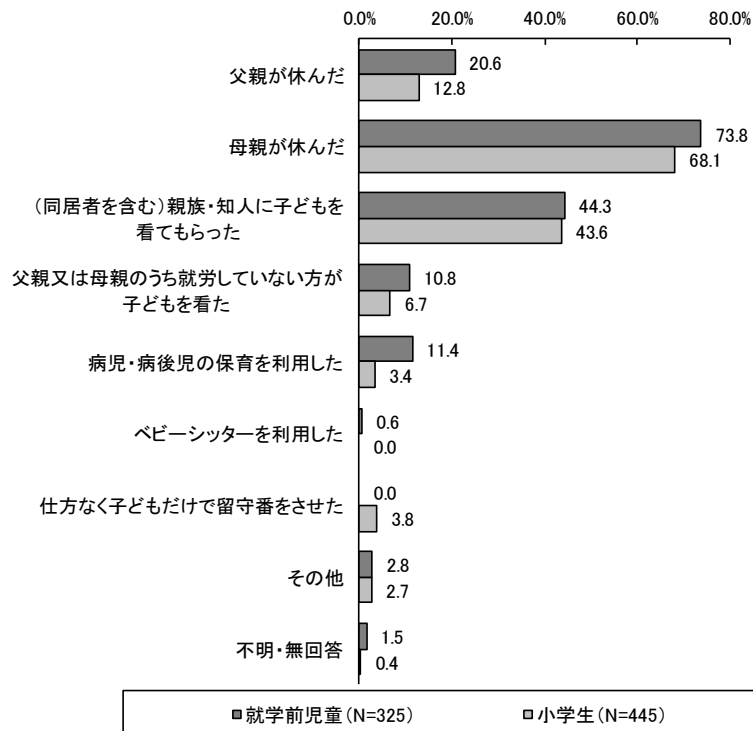
(1) この1年間に子どもが病気やケガで定期的な教育・保育の事業が利用できなかった（小学生は学校を休まなければならなかった）ことの有無〈単数回答〉

この1年間に、子どもが病気やケガで定期的な教育・保育の事業の利用ができなかったことをみると、「あった」が就学前児童で約8割、小学生では5割台後半となっています。



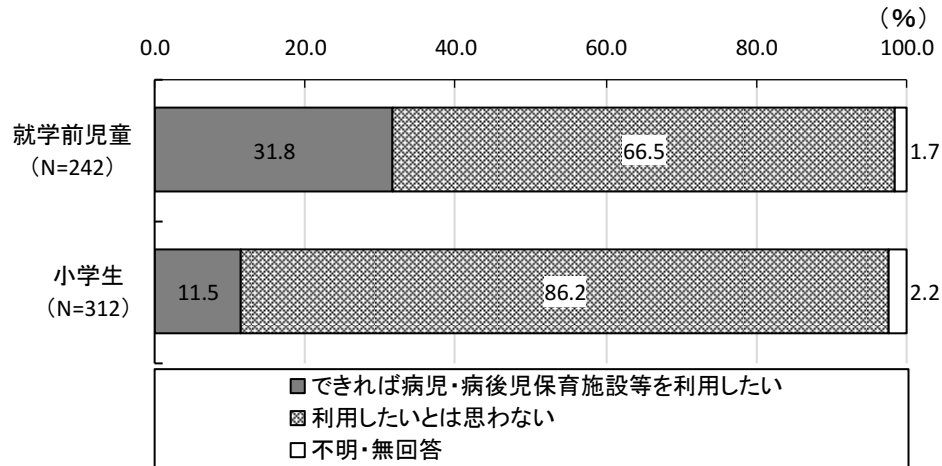
(2) 子どもが病気やケガで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった（小学生は学校を休まなければならなかった）場合の、この1年間に行った対処方法〈複数回答〉

この1年間に行った対処方法をみると、「母親が休んだ」が就学前児童で7割台前半、小学生で6割台後半と最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもを看てもらった」が就学前児童、小学生ともに4割台となっています。



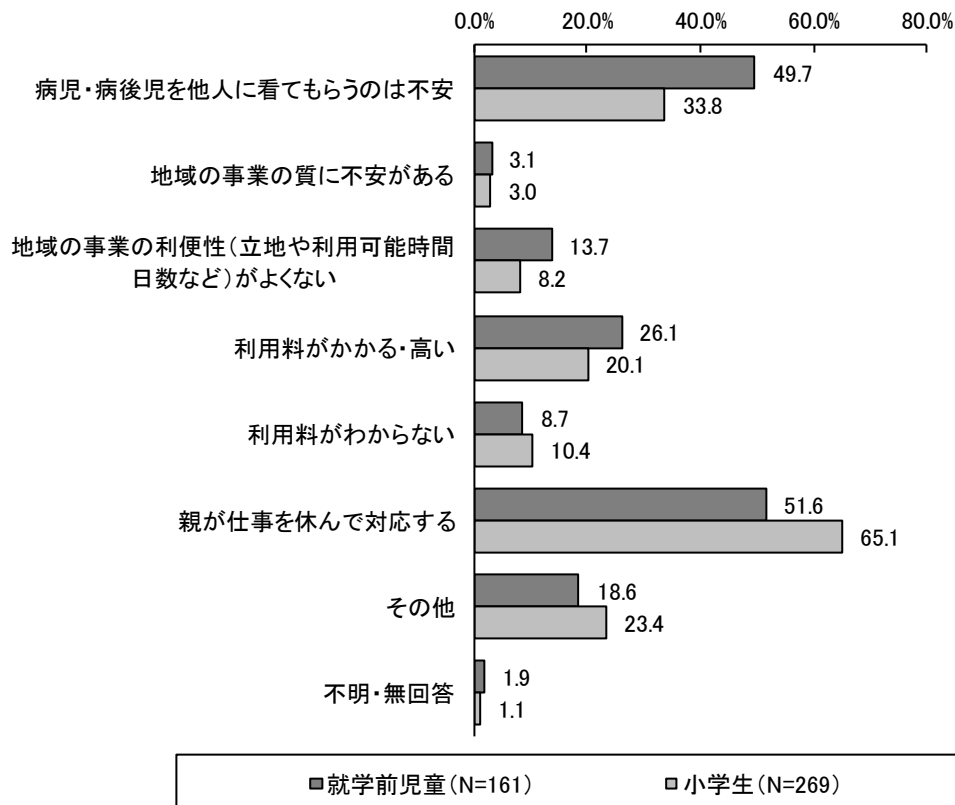
(3) 「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思ったか〈単数回答〉

病児・病後児のための保育施設の利用をみると、「利用したいとは思わない」が就学前児童で6割台後半、小学生で8割台後半となっており、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が就学前児童で3割程度、小学生で1割程度となっています。



(4) 「利用したいとは思わない」理由〈複数回答〉

病児・病後児保育施設等を利用したいと思わない理由をみると、「親が仕事を休んで対応する」が就学前児童で5割台前半、小学生で6割台半ばと最も高く、次いで「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」が就学前児童で約5割、小学生で3割台前半となっています。

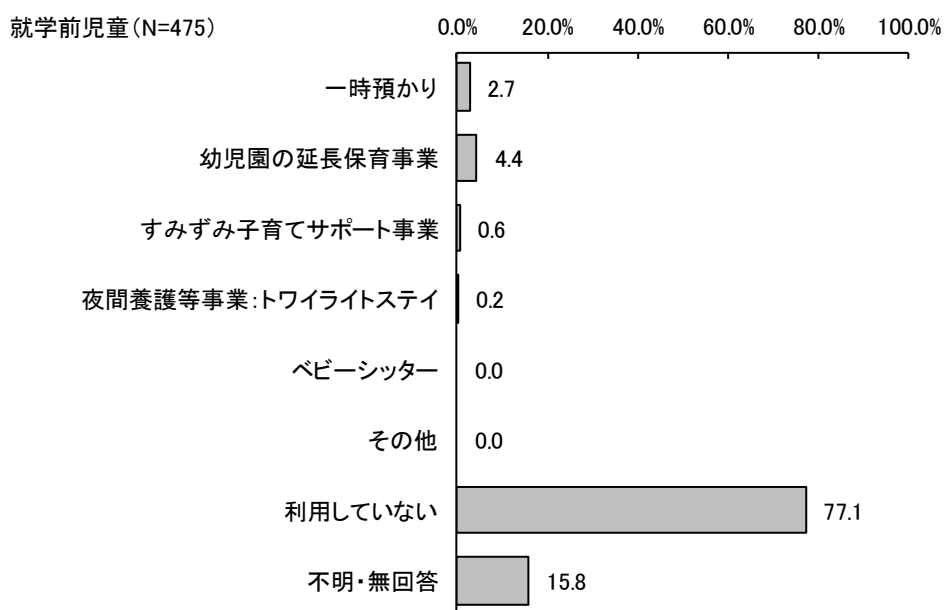


一時預かり等の保育サービスの利用

(1) 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

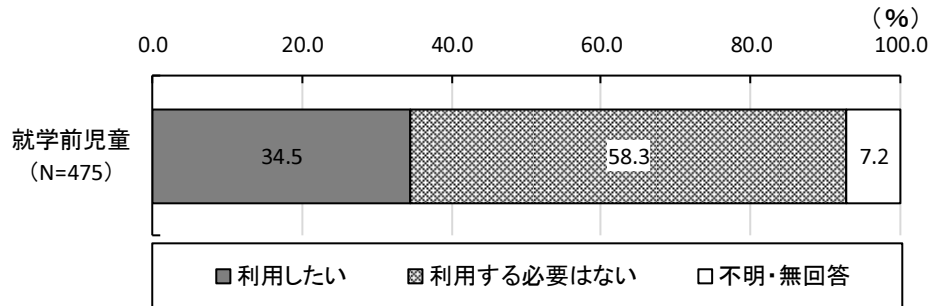
〈複数回答〉【就学前児童のみ】

不定期の教育・保育事業の利用をみると、「利用していない」が7割台後半と最も高くなっています。一方、利用されている事業は、「幼稚園の延長保育事業」が最も高く、次いで「一時預かり」が続きますが、1割を超える事業はみられません。



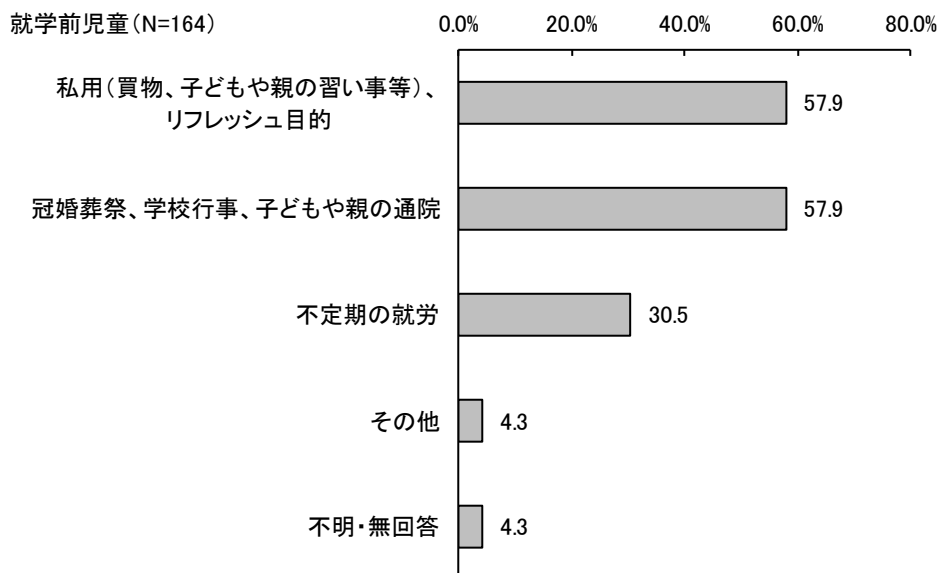
(2) 私用、親の通院、不定期の就労等の目的での利用希望〈単数回答〉【就学前児童のみ】

私用、親の通院、不定期の就労等の目的での利用希望をみると、就学前児童は「利用する必要はない」が5割台後半、「利用したい」が3割台半ばとなっています。



(3) 不定期に事業を利用する理由〈複数回答〉【就学前児童のみ】

不定期に事業を利用する理由をみると、就学前児童は「私用（買物、子どもや親の習い事等）、リフレッシュ目的」「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院」がともに5割台後半、「不定期の就労」が約3割となっています。

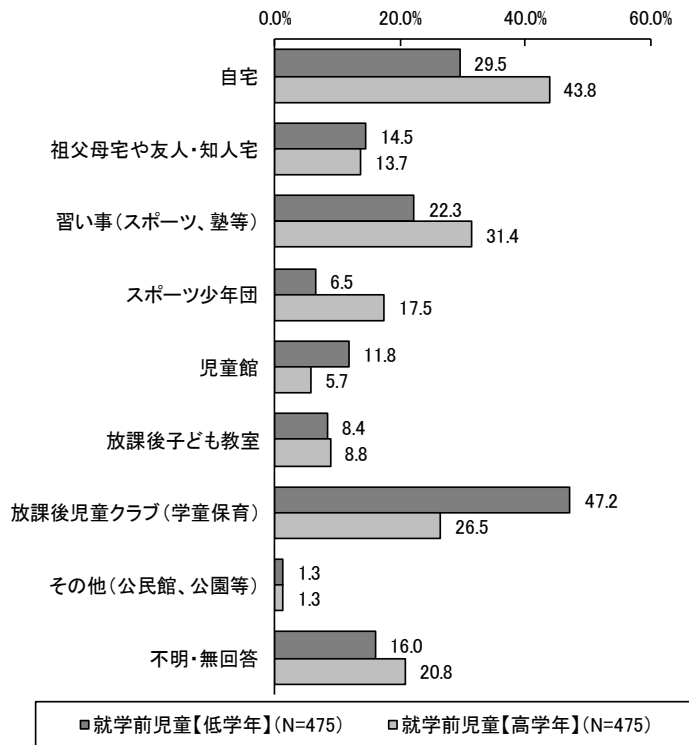


放課後の過ごし方

(1) 放課後に過ごさせたい場所〈複数回答〉【就学前児童のみ】

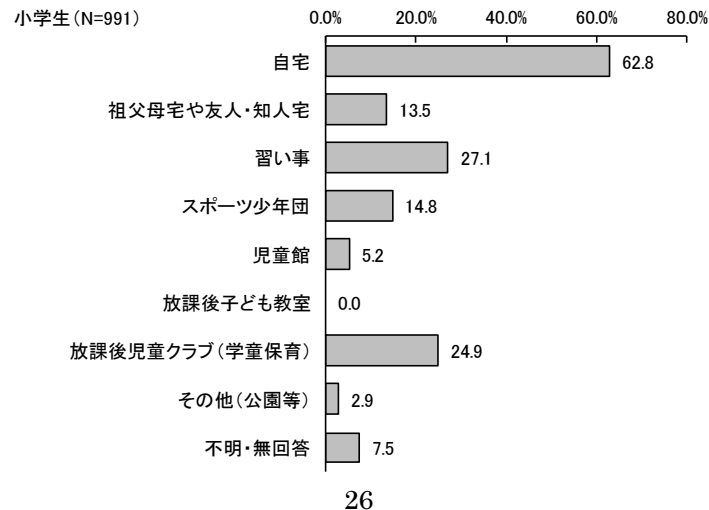
放課後に過ごさせたい場所をみると、就学前児童【低学年】は「放課後児童クラブ（学童保育）」が4割台後半と最も高く、次いで「自宅」が約3割、「習い事（スポーツ、塾等）」が2割台前半となっています。

就学前児童【高学年】は「自宅」が4割台前半と最も高く、次いで「習い事（スポーツ、塾等）」が3割台前半、「放課後児童クラブ（学童保育）」が2割台後半となっています。



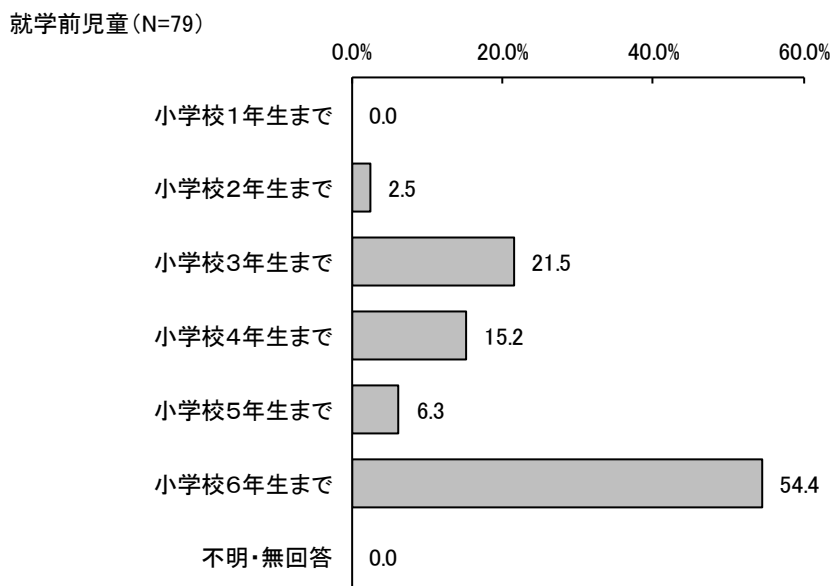
(2) 放課後（平日の小学校終了後）の時間の過ごし方〈複数回答〉【小学生のみ】

小学生が放課後過ごしている場所をみると、小学生は「自宅」が6割台前半と最も高く、次いで「習い事」が2割台後半、「放課後児童クラブ（学童保育）」が2割台半ばとなっています。



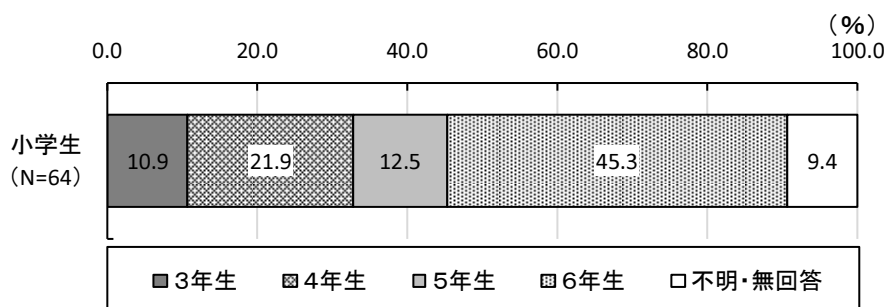
(3) 放課後児童クラブの利用を希望する学年〈単数回答〉【就学前児童のみ】

放課後児童クラブの利用を希望する学年をみると、就学前児童は「小学校6年生まで」が5割台半ばと最も高く、次いで「小学校3年生まで」が2割台前半、「小学校4年生まで」が1割台半ばとなっています。



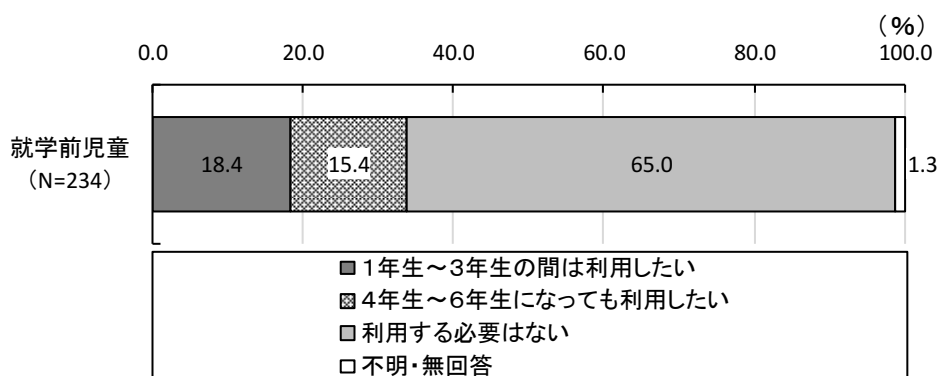
(4) 放課後児童クラブを希望する利用時期〈数量回答〉【小学生のみ】

放課後児童クラブを希望する利用時期をみると、小学生は「6年生」が4割台半ばと最も高く、次いで「4年生」が2割台前半、「5年生」が1割台前半となっています。



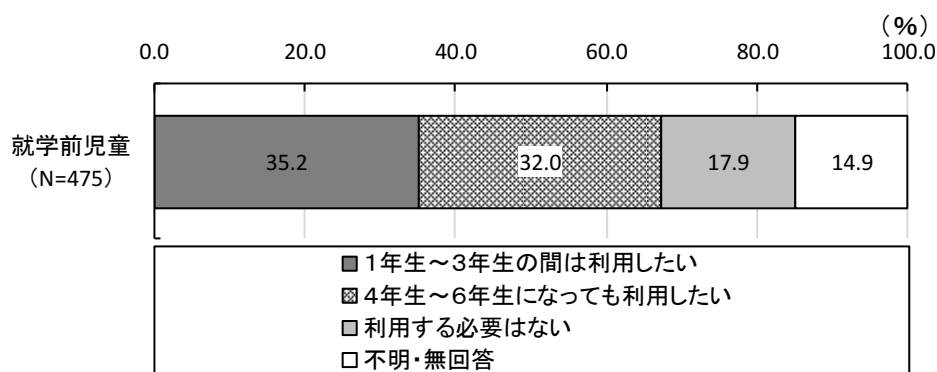
(5) 土曜日の放課後児童クラブの利用希望〈単数回答〉【就学前児童のみ】

土曜日の放課後児童クラブの利用希望をみると、「利用する必要はない」が6割台半ばと最も高く、次いで「1年生～3年生の間は利用したい」が1割台後半、「4年生～6年生になっても利用したい」が1割台半ばとなっています。



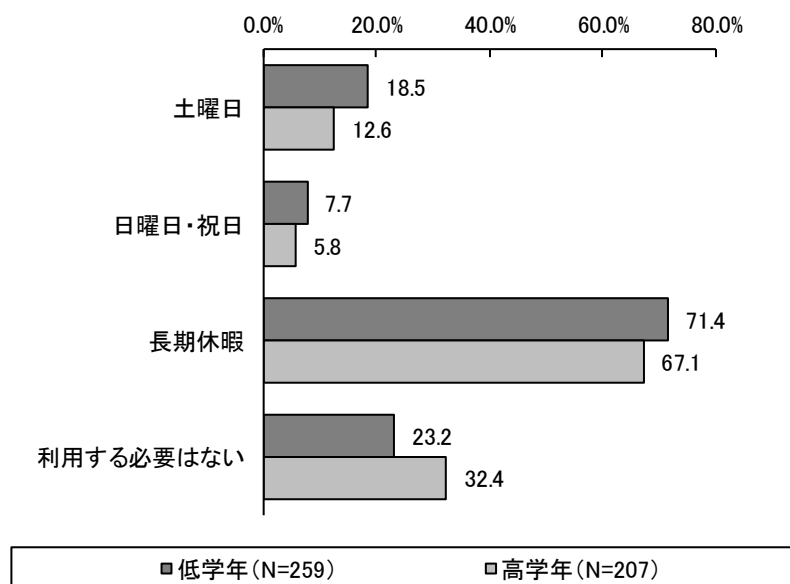
(6) 長期の休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望〈単数回答〉【就学前児童のみ】

長期の休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望をみると、「1年生～3年生の間は利用したい」が3割台半ばと最も高く、次いで「4年生～6年生になっても利用したい」が3割台前半、「利用する必要はない」が1割台後半となっています。



**(7) 土曜日と日曜日・祝日、長期休暇の放課後児童クラブの利用希望
〈単数回答〉【小学生のみ】**

土曜日と日曜日・祝日、長期休暇の利用希望をみると、「長期休暇」が低学年で7割台前半、高学年で6割台後半と最も高く、次いで「利用する必要はない」が低学年で2割台前半、高学年で3割台前半、「土曜日」が低学年で1割台後半、高学年で1割台前半となっています。

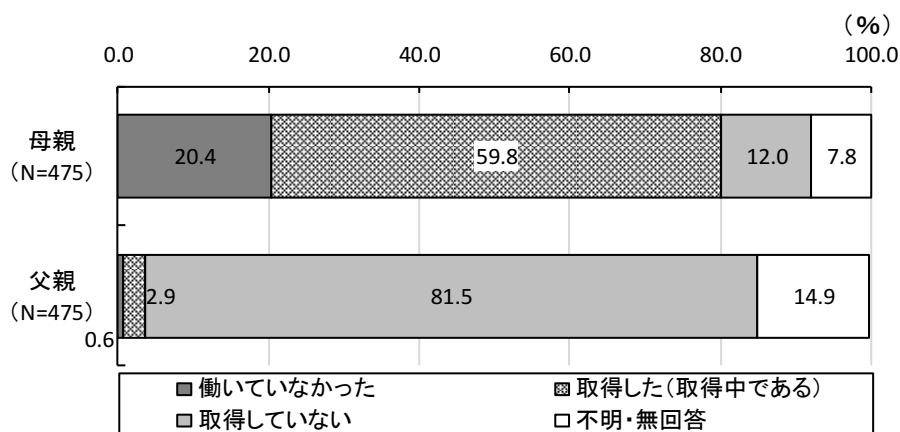


子育てと仕事の両立支援について

(1) 子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況〈単数回答〉【就学前児童のみ】

子どもが生まれた時の育児休業の取得をみると、母親は「取得した（取得中である）」が約6割と最も高く、次いで「働いていなかった」が約2割、「取得していない」が1割台前半となっています。

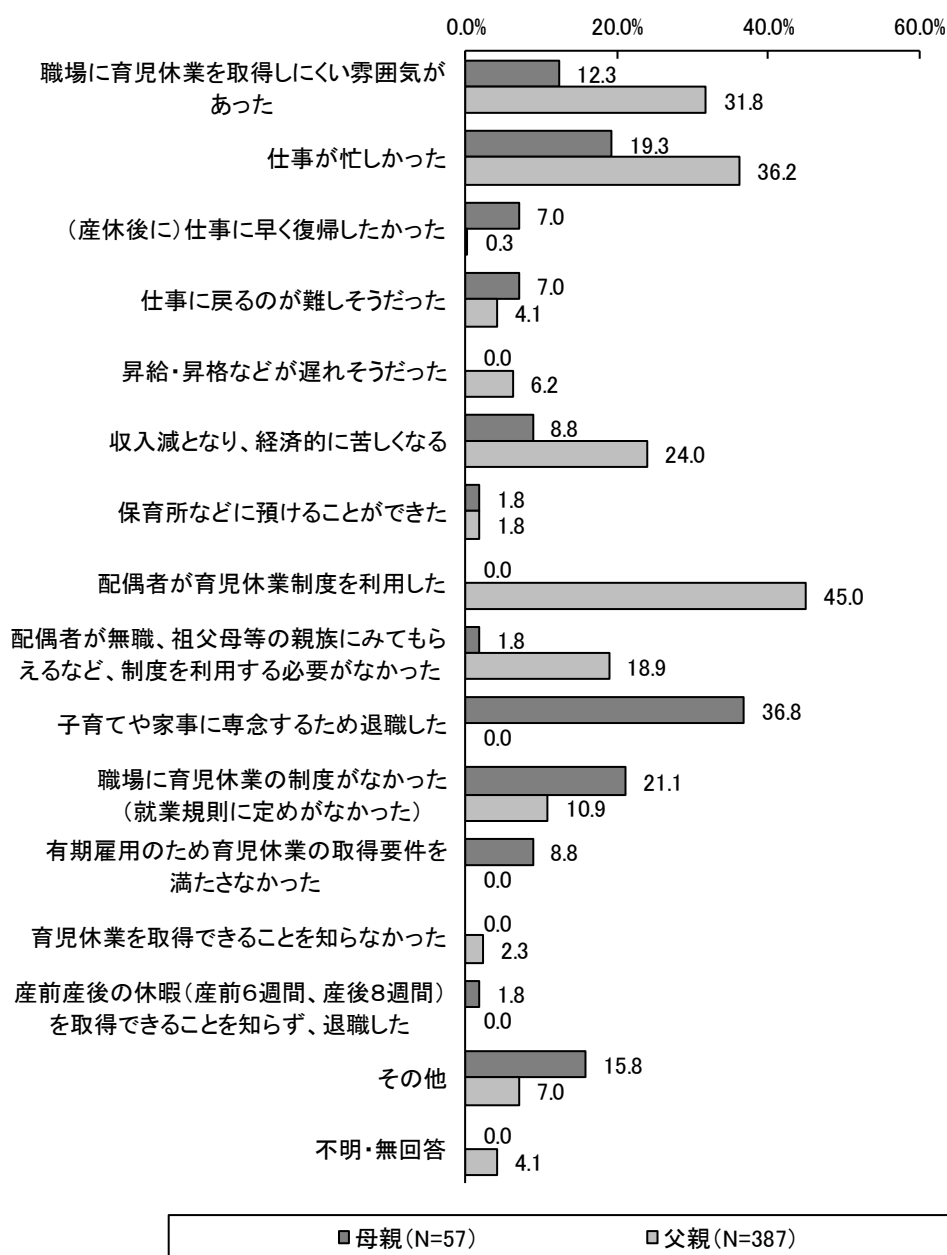
父親は、「取得していない」が約8割と最も高くなっています。



(2) 育児休業を取得していない理由〈単数回答〉【就学前児童のみ】

育児休業を取得していない理由をみると、母親は「子育てや家事に専念するため退職した」が3割台後半と最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」が2割台前半、「仕事が忙しかった」が1割台後半となっています。

父親は「配偶者が育児休業制度を利用した」が4割台半ばと最も高く、次いで「仕事が忙しかった」が3割台後半、「職場に育児休業を取得しにくい雰囲気があった」が3割台前半となっています。

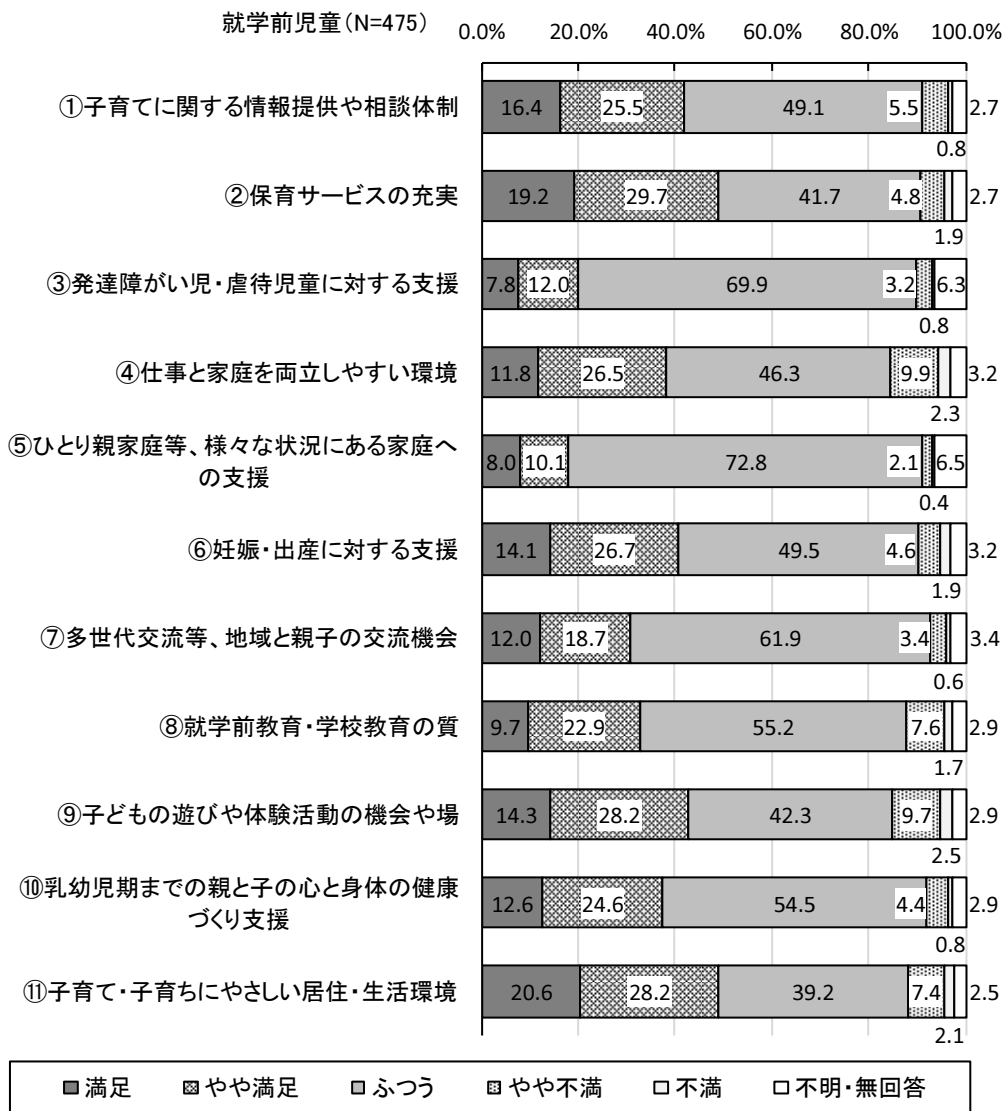


永平寺町での子育て環境や施策・事業について

(1) 永平寺町において子育てをする上での満足度〈単数回答〉【就学前児童のみ】

子育て環境・支援等の満足度をみると、『満足している』（「満足」「やや満足」の合計）では、【①子育てに関する情報提供や相談体制】【②保育サービスの充実】【⑥妊娠・出産に対する支援】【⑨子どもの遊びや体験活動の機会や場】【⑪子育て・子育てにやさしい居住・生活環境】で4割台となっています。

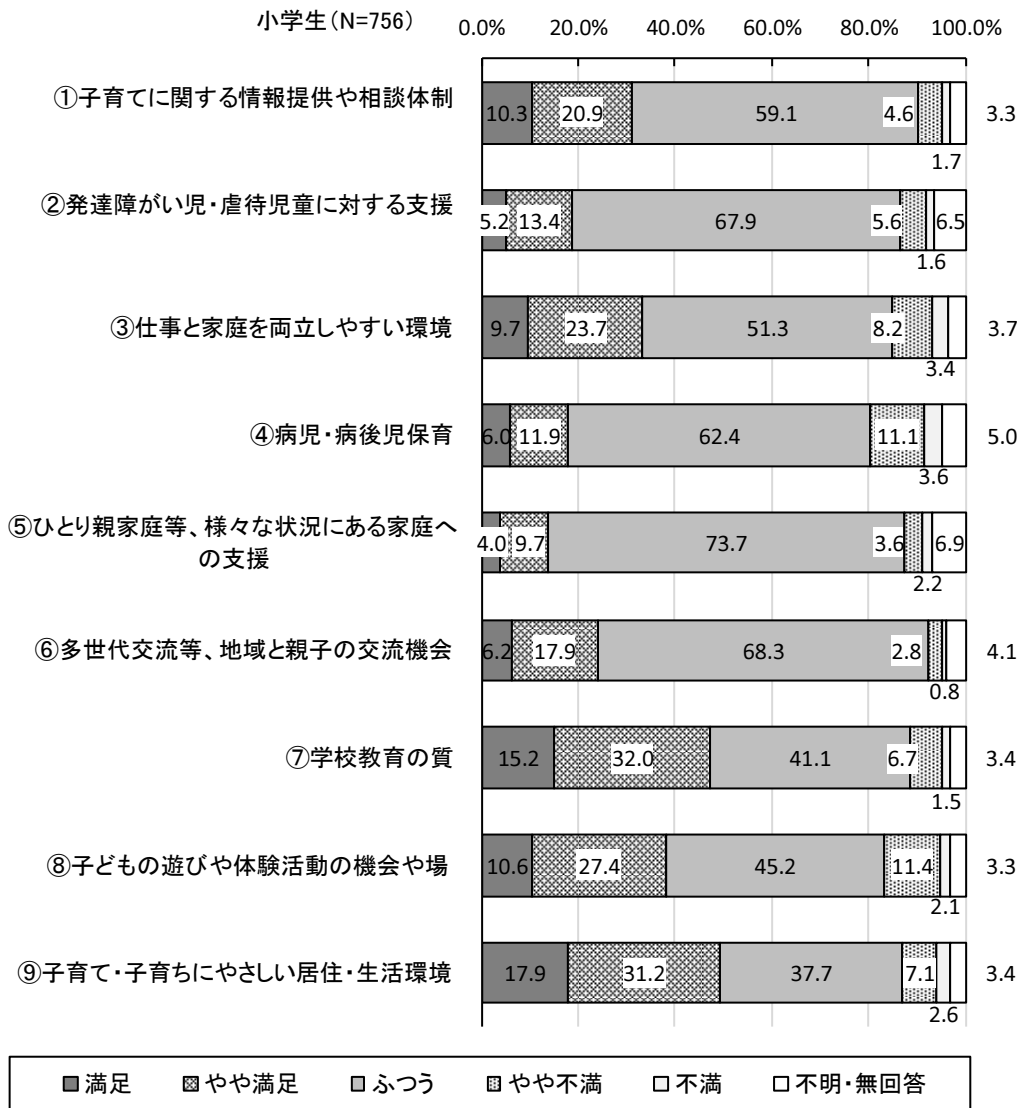
一方、『不満である』（「不満」「やや不満」の合計）は、【④仕事と家庭を両立しやすい環境】【⑨子どもの遊びや体験活動の機会や場】で1割を超えています。



(2) 永平寺町において子育てをする上での満足度〈単数回答〉【小学生のみ】

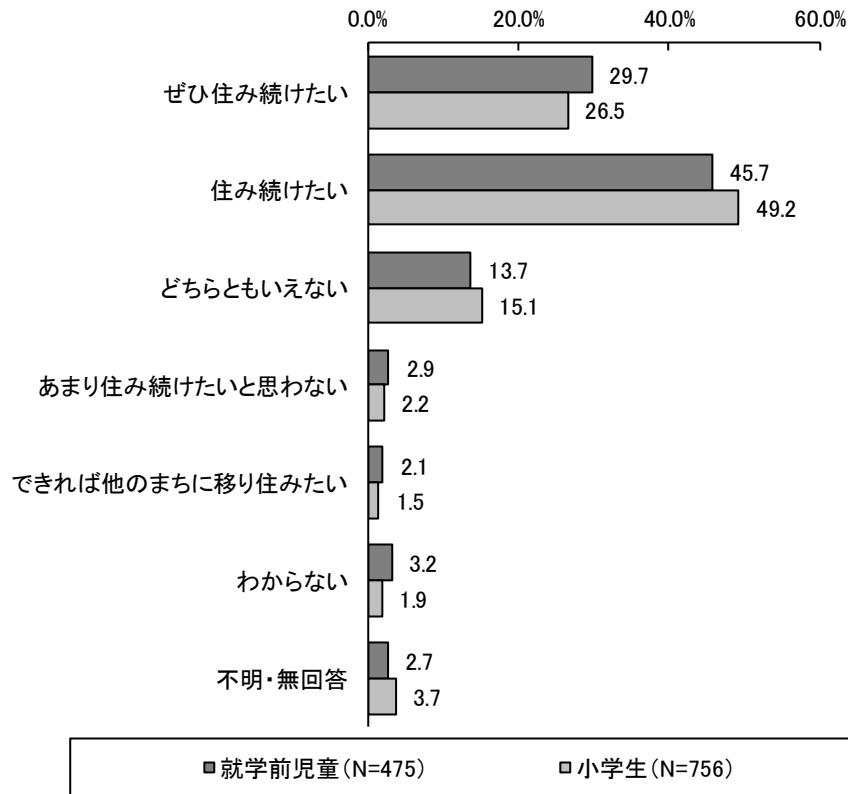
子育て環境や施策・事業の満足度をみると、【⑦学校教育の質】【⑨子育て・子育てにやさしい居住・生活環境】で『満足している』（「大変満足」「やや満足」の合計）は4割台となっています。

一方、『不満である』（「不満」「やや不満」の合計）は、【③仕事と家庭を両立しやすい環境】【④病児・病後児保育】【⑧子どもの遊びや体験活動の機会や場】が1割を超えています。



(3) 永平寺町は子どもを育てながら住み続けたいまちであると思うか〈複数回答〉

子どもを育てながら住み続けたいまちであると思うかをみると、「住み続けたい」が就学前児童で4割台半ば、小学生で約5割と最も高く、次いで「ぜひ住み続けたい」が就学前児童で約3割、小学生で2割台後半となっています。



3 第1期計画の量の見込みと実績

幼児期の教育・保育の提供状況

■教育・保育事業【子育て支援課】

1号認定は、平成27年度以降すべての年度において量の見込みを下回っています。
 2号認定は、平成29年度までは量の見込みを上回る実績で推移していたものの、平成30年度より量の見込みを下回っています。
 3号認定は、平成28年度を除く、すべての年度において量の見込みを下回っています。

単位：実利用人数(人)／年間

	平成27年度				平成28年度				平成29年度			
	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計
量の見込み	81	395	276	752	81	391	272	744	81	385	275	741
実績	69	401	261	731	63	405	275	743	49	387	259	695

	平成30年度				平成31年度(5月1日現在)			
	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計
量の見込み	78	381	278	737	76	376	276	728
実績	56	363	244	663	51	336	270	657

地域子ども・子育て支援事業の提供状況

■延長保育事業【子育て支援課】

平成27年度から平成29年度にかけて利用人数の実績は増加傾向となっていました
 たが、平成30年度は減少しており、82人と2桁の数値になっています。

単位：実利用人数／年間

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	161人	160人	157人	155人	155人
実績	113人	137人	141人	82人	-

■放課後児童健全育成事業【子育て支援課】

平成 27 年度以降、利用人数の実績は増減を繰り返していますが、低学年、高学年ともに量の見込みを上回っており、なかでも高学年は量の見込みを大きく上回る数値で推移しています。

単位：実利用人数／年間

	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
	低学年	高学年	計	低学年	高学年	計	低学年	高学年	計
量の見込み	240 人	47 人	287 人	242 人	47 人	289 人	247 人	49 人	296 人
実績	262 人	82 人	344 人	299 人	108 人	407 人	281 人	115 人	396 人

	平成 30 年度			平成 31 年度(6月現在)		
	低学年	高学年	計	低学年	高学年	計
量の見込み	253 人	50 人	303 人	261 人	52 人	313 人
実績	278 人	82 人	360 人	274 人	114 人	388 人

■子育て短期支援事業【子育て支援課】

平成 27 年度から平成 29 年度にかけて実績は減少傾向となっており、平成 30 年度以降の量の見込みを下方修正しましたが、平成 30 年度は 3 人日と 1 桁になり、量の見込みを下回っています。

単位：延べ利用日数／年間

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	286 人日	284 人日	279 人日	16 人日	16 人日
実績	67 人日	6 人日	2 人日	3 人日	-

■地域子育て支援拠点事業【子育て支援課】

実績は平成 28 年度以降増加傾向となっています。一方、平成 29 年度までは量の見込みを下回っており、量の見込みを下方修正した平成 30 年度は実績が量の見込みを上回っています。

単位：延べ利用回数／年間

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	18,828 人回	18,912 人回	18,648 人回	6,000 人回	6,000 人回
実績	9,040 人回	7,090 人回	7,502 人回	8,572 人回	-

■一時預かり事業【子育て支援課】

◎幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業

平成27年度から平成29年度にかけて利用日数の実績は減少傾向となっていました。平成30年度は増加に転じており、以降、約12,000人日～約13,000人日を推移しています。

単位: 延べ利用日数/年間

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	19,440人日	19,440人日	19,440人日	18,720人日	18,240人日
実績	16,560人日	15,120人日	11,760人日	13,440人日	12,240人日

◎在園児対象を除く、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期事業【子育て支援課】

平成27年度以降の実績は増加傾向となっていますが、量の見込みを下回っているため平成30年度以降は、量の見込みを下方修正することで、実績に即した量の見込みになっています。

単位: 延べ利用日数/年間

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1,447人日	1,436人日	1,412人日	410人日	410人日
実績	359人日	379人日	415人日	424人日	-

■病児・病後児保育事業【子育て支援課】

平成27年度以降の実績は量の見込みを下回っており、減少傾向となっています。

単位: 延べ利用日数/年間

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	712人日	706人日	694人日	400人日	400人日
実績	373人日	366人日	261人日	240人日	-

■利用者支援事業【子育て支援課】

平成27年度以降、3か所で事業を継続しています。

単位: か所数/年間

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (6月現在)
量の見込み	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
実績	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

■乳児家庭全戸訪問事業【保健福祉課】

平成27年度以降の実績は量の見込みを下回っており、約100人～約120人の間で増減を繰り返しています。

単位:実利用人数/年間

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	140人	138人	136人	134人	132人
実績	105人	119人	106人	120人	-

■養育支援訪問事業【子育て支援課】

平成27年度以降、利用実績がないため、量の見込みを下回っています。

単位:実利用人数/年間

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	6人	6人	6人	6人	6人
実績	0人	0人	0人	0人	-

■妊婦健診事業【保健福祉課】

平成28年度から平成30年度にかけて、受診人数は減少傾向となっており、概ね約110人～約130人の間を推移しています。

単位:実利用人数/年間

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	140人 (1,960回)	138人 (1,932回)	136人 (1,904回)	134人 (1,876回)	132人 (1,848回)
実績	120人 (1,183回)	131人 (1,474回)	121人 (1,307回)	114人 (1,280回)	-

4 基本目標に基づく取り組みの現状

基本目標Ⅰ 子どもの成長を支える環境づくり

基本施策

- | | |
|------------------------|------------------|
| (1) 質の高い教育・保育の提供 | (2) さまざまな保育事業の充実 |
| (3) 健康づくりの推進 | (4) 専門的支援等の充実 |
| (5) 子育てネットワークの確立と地域活性化 | |

【質の高い教育・保育の提供】主な取り組み

● 「幼稚園・幼児園における幼児教育体制の整備」

保育の一元化と弾力化、3～5歳児の幼児教育内容の統合、幼稚園と幼児園の人事交流、小学校・中学校との接続及び連携強化により、幼児教育を受ける条件の一元化を図りました。

● 「幼稚園・幼児園の保育時間の弾力化」

幼児園の保育時間を7時から19時まで、幼稚園においても通常18時までとし、弾力的時間帯として14時まで・16時まで・18時までの保育と、延長保育として19時までの保育を実施しました。

● 「幼稚園・幼児園の教育内容の統合」

どの施設においても適切な幼児教育を受けることができるように、幼稚園教育要領や保育所保育指針をもとに、同一カリキュラムを作成しました。また、基礎基本の保育の他に、外部講師を活用した「遊びのなかで学べるクラブ活動」を実施しました。

【さまざまな保育事業の充実】主な取り組み

● 「延長保育の充実」

親の就労形態の多様化に伴う児童の保育需要に対応するため、松岡西幼児園、御陵幼児園、なかよし幼児園、よしの園、まつおか園、志比幼児園、上志比幼児園において、19時までの延長保育を実施しました。

● 「地域活動事業の充実」

保護者会、母親クラブの協力を得ながら園運営や園行事を実施しました。地域の人材や小・中学校、大学や保健センター等と連携し、保育の充実を図りました。

●「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実」

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1年生～6年生の児童に対し、小学校単位で8児童クラブを開設しました。放課後に児童福祉施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図りました。

●「永平寺町放課後子ども教室の充実」

平日の放課後や週末に企画講座を実施しました。料理教室からスポーツ、楽器演奏等幅広い内容で展開し、平成30年度は講座回数40回で833人が参加しました。

●「病児デイケア促進事業（病児保育・病後児保育）」

平成30年度の病児保育の延べ利用者は194人、病後児保育の延べ利用者は39人となり、病気の治療中で集団保育が困難な児童が約8割と多くなっています。病院での一時預かり事業により、保護者の子育てと仕事の両立支援等に対応しています。

●「すみずみ子育てサポート事業」

子育て家庭における生活支援として、掃除や買い物等のサービスを提供しました。一時的に保育ができない場合には、乳幼児期から小学3年生まで私立施設でのサービスを提供しています。

【健康づくりの推進】主な取り組み

●「乳幼児健診の充実」

1歳6ヶ月児と3歳児を対象に健康診査を実施し、発育・発達状況の確認と疾病の早期発見、専門機関等への紹介等、適切な支援につながっています。平成30年度は、1歳6ヶ月児健診の受診者が117人、3歳児健診の受診者が118人となっています。

●「幼稚園・幼児園栄養士・学校栄養職員による食育指導の実施」

幼稚園・幼児園における食育活動としては、年長児を対象にした「園児クッキング」の実施等、一過性のイベントではなく日常の保育のなかで自然に取り組むことができました。運営面では、幼児食をはじめ、食物アレルギー除去食、離乳食の提供、宗教における配慮食の提供等を行うとともに、園においても共通理解を図ることで、対象の園児への給食提供が可能になりました。

【専門的支援等の充実】主な取り組み

●「児童福祉施設等の苦情解決窓口の設置と運営の充実」

各園、玄関等にご意見箱を設置し、マニュアルに基づき対応しました。苦情の適切な解決を図るために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を配置し、体制を整備しています。

●「特別支援教育事業」

保護者が育児の悩みを抱え込まないように、また家庭での育児がスムーズになるように面談を行い、園や小中学校での様子や、支援方法を共有し、各種専門機関との連携を行っています。

●「専門的な相談体制の整備、関係機関とのネットワークづくり」

スクールカウンセラーを各中学校に1名ずつ拠点校方式で配置しました。中学校区内の小学校においても活用しています。さらに小学校については、実状に合わせてカウンセラーの充実を図っています。

●「要保護児童対策地域協議会と専門機関との連携事業」

児童相談所、警察、健康福祉センターと協力・連携し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行うことで、児童虐待のリスクの早期発見・軽減に努めています。

●「相談員による気がかりな家庭への支援」

気がかりな家庭については、民生委員、福井健康福祉センター、町保健師と連携し、家庭訪問や電話連絡を行い、各家庭における虐待等の早期発見の体制を整えています。

【子育てネットワークの確立と地域活性化】主な取り組み

●「世代間交流活動事業」

園の行事（ひな祭り会等）や自然活動（焼き芋会等）を通して、地域の高齢者と子どもとのふれあい交流を進めました。平成30年度は各園3～4回実施し参加人数は2,396人となっています。

基本目標Ⅱ 家庭における子育ての充実

基本施策

- (1) 家庭の子育て力の向上
- (2) 相談事業の充実
- (3) 経済的支援の充実
- (4) 情報発信・情報提供の推進

【家庭の子育て力の向上】主な取り組み

●「子育てふれあい体験学習事業」

中学生を対象に、保育士体験や保育ボランティアを通して乳幼児とふれあう機会を設け、子育てに対する意識の醸成を行いました。

●「男女共同参画推進計画の充実」

男女が性別に関係なく自分らしく生きることができるよう、男女共同参画ネットワーク等の団体と連携を行い、社会教育活動の一環として包括的となるような活動を行いました。

●「お父さんの子育て応援事業」

保育参観や園行事への参加を促すとともに、子育て支援センターにおいても、父親参加の活動を実施することで、父親の子育て力の向上を支援しました。

【相談事業の充実】主な取り組み

●「子育て支援センターにおける育児相談の充実」

松岡子育て支援センター、永平寺子育て支援センター、上志比子育て支援センターを開設し、保護者が交流できる場をつくとともに、子育て相談や情報提供等、地域の子育て家庭に対する支援を実施しました。

●「保健センターにおける育児相談の充実」

保健センターにおける相談事業として、保健師等による育児相談、栄養相談、発育・発達相談等の事業を充実させ、安心して子育てができる環境づくりを実施しました。離乳食が開始される時期に栄養相談、歯科相談等を実施することで、育児不安の解消につなげています。

●「ひとり親家庭への窓口相談の充実」

ひとり親家庭で生活が困窮している場合は、「生活福祉資金貸付」や「自立促進就労（ハローワーク）」支援するため、関係機関と連携（ケース会議）を図り、対応しています。また、ひとり親家庭等医療費助成事業、児童扶養手当受給申請受付を実施し、ひとり親家庭へ支援の充実を図りました。平成30年度はひとり親家庭医療費助成世帯が106世帯、児童扶養手当受給資格者数は84人となっています。

【経済的支援の充実】主な取り組み

●「幼児教育に伴う保護者の経済的負担の軽減」

すくすく保育支援事業による、第3子以降の保育料無償化を行うことで、保護者の経済的負担の軽減を図りました。

●「特別児童扶養手当の支給」

特別児童扶養手当に関する情報について、ホームページや広報で周知を図りました。平成30年度では認定者32名の内、新規申請者は2名となっています。

●「母子・父子家庭への医療費助成」

平成30年度では、助成対象は106世帯、件数は2,610件に対して医療費を助成し、母子・父子家庭における経済的負担の軽減を図りました。

【情報発信・情報提供の推進】の主な取り組み

●「子育て支援に関する情報の周知」

町広報誌やホームページを活用し、子育てに関する情報や子育て支援サービスの情報を、子育て世代へ周知を行いました。平成30年度では、町広報誌に16回、ホームページに5回掲載しました。

●「SNSを活用した情報発信の検討」

各園月2回を目標とし、園生活や行事の様子等を発信しました。平成30年度では、120回情報を発信しました。

基本目標Ⅲ 子どもが安心・安全に暮らせる環境づくり

基本施策

(1) 施設・環境の整備

(2) 安心・安全のまちづくり

【施設・環境の整備】主な取り組み

●「公園整備の充実」

景観に配慮した松岡公園の整備を行い、平成 30 年度に完成しました。管理はシルバー人材センターに委託、園内トイレも適切に管理しています。

公園遊具については、計画的に修繕・整備を行っています。定期的に町内一円にて遊具点検を行い、破損箇所を発見した場合は早急に修繕を行っています。

●「歩道や街灯の整備の充実」

子どもたちが安心して道を歩くことができるよう、各地区の街灯のLED化を進めています。平成 30 年度では、228 台（58 地区）のLED化を行いました。

【安心・安全のまちづくり】主な取り組み

●「園児・児童生徒・保護者を対象とした交通安全教育の活動の充実」

交通指導員による交通安全教室を開催し、児童の意識の高揚に努めました。平成 30 年度では、幼稚園で 40 回、小中学校で 13 回開催しました。

●「交通指導員による交通安全活動の充実」

交通指導員による通学路での街頭指導（毎朝、5か所）を実施し、児童の交通事故防止に努めました。交通死亡事故は平成 29 年度から 0 件、人身事故も平成 29 年度の 24 件から平成 30 年度の 14 件と減少しています。

●「安全・安心まちづくり事業の推進」

夜間一斉防犯パトロールをはじめ、道路施設等の安全点検や危険箇所の点検等、安全・安心に関わるまちづくり事業の推進を行いました。平成 30 年度は安全点検を 2 回、危険箇所の点検は 39 か所となっています。

5 課題のまとめ

子どもの成長を支える環境づくり

子どもの成長を第一に考え、就学前児童から切れ目のない質の高い教育や保育を受けることができる環境づくりを推進するためには、家庭、学校、地域が連携し、社会全体で子育てを支えることが必要です。

そのようななか、本町の総人口は、減少傾向となっており、18歳未満の子どもの人口は平成29年には3,000人を下回っています。

就学前児童における幼稚園、幼稚園の利用状況をみると、各年とも入園児童数は定員数を下回り、概ね減少傾向となっており、小学校児童も減少していることから、教育・保育の施設、人材の有効活用が必要になります。

子どもが生まれ、健やかに成長をしていくためには、子どもの健康だけではなく、保護者の健康も必要であり、妊娠期から出産期、新生児期、乳幼児期及び学童期を通じて母子の健康確保を踏まえた支援の充実が必要です。

本町における子育て環境や施策・事業の満足度をみると、「妊娠・出産に対する支援」「乳幼児期までの親と子の心と体の健康づくり支援」は、3割台後半～4割程度の方が満足しており、不満はともに1割以下となっていることから、一定の支持を得ていると考えられます。

今後は施策を継続しつつ、さらなる事業の充実がサービス向上につながります。

子どもと家庭を取り巻く状況において、子どもの貧困や児童虐待、子どもの引きこもりや障がい等の事情により、専門的な支援を必要とする子ども、家庭に対し、それぞれの状況に応じた柔軟な支援が求められています。

本町における子育て環境や施策・事業の満足度をみると、満足と回答した人が「発達障がい児・虐待児童に対する支援」は約2割、「ひとり親家庭等さまざまな状況にある家庭への支援」では1割台と拡大の余地がみられるため、今後はより一層、社会的な支援の必要性が高い子ども、家庭の多様化するニーズに対する支援の充実が必要になります。

家庭における子育ての充実

核家族化や女性の社会進出等の進行により、地域のつながりが希薄化するなか、家庭における子育ての充実には、地域全体による子育て家庭の支援が求められます。

なかでも、子どもの成長や発達に最も影響を与える家庭に対し、さまざまな相談・学習機会の創出や情報提供を進め、家庭における子育て力を向上させることは重要であり、次代の親を担う子どもたちに、子育てに対する意識を醸成する役割も担っています。

そのようななか、子育てをする上での相談先は「祖父母等の親族」「友人や知人」が7割台から8割台と高く、次いで「幼稚園・幼稚園の職員（小学生：学校の先生）」が4割台となっており、その他の項目は概ね1割以下となっています。

本町における同居家族の状況をみると、3割台半ば～4割台の世帯で祖父母との同居がみられ、子育てにおいて祖父母に頼ることができる環境が想定されます。

一方、教育・保育施設に入っておらず、頼れる親族や友人・知人が身近にいない世帯は、周囲から孤立しがちで、子育ての不安や悩みを抱えてしまう環境につながるということが考えられます。

今後は、親族や友人・知人、教育・保育施設の関係者だけではなく、自治体の相談機関を充実し、支援につなげていくことが必要となります。

全国的に少子化の問題が深刻なものとなっているなか、少子化の歯止めとなりうる仕事と子育ての両立支援は今まで以上に求められています。

本町の女性の労働力率は、20歳代後半以降のすべての年代において、全国、福井県の値を上回っており、30歳代で労働力率が低下するM字型曲線はみられません。

一方、未婚率の推移をみると、男性、女性ともにすべての年齢層で増加傾向となっています。仕事と子育ての両立支援における育児休業の取得では、母親が「取得した（取得中である）」で約6割、父親は1割未満となり、母親と父親には依然隔たりがみられます。

育児休業を取得していない理由において、母親では「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が約2割、父親では「職場に育児休業を取得しにくい雰囲気があった」が約3割となっており、職場における育児休業に対する取り組みへ理解不足が阻害要因となっていることが想定されます。

今後は、浸透しつつある育児休業に対し、企業への周知啓発を拡充し、理解を深めていくことが必要と考えられます。

本町においては、ひとり親世帯数が平成7年から平成27年にかけて倍増するなど家庭の在り方が多様化し、社会的・経済的支援の必要性が高い家庭に対する適切な支援が求められています。

そのようななか、本町における子育て環境や施策・事業の満足度では、「ひとり親家庭等さまざまな状況にある家庭への支援」で満足している人は1割台となっており、支援を必要とする家庭に対する充足度は低いと考えられます。

今後は、支援を必要とする家庭におけるそれぞれの事情・状況に応じた適切な支援が求められます。

さらに、支援を必要とする家庭に的確な情報を提供し、支援の充実を図るとともに、すべての方がアクセスしやすい情報提供のリソースの構築を行い、より精度の高い情報・支援が提供できる仕組みづくりが求められます。

子どもが安心・安全に暮らせる環境づくり

子どもたちが犯罪や事故に巻き込まれる事案は後を絶たず、大きな社会問題となっているなか、人為的な危険だけではなく、台風・地震等の自然災害から子どもたちの身を守るための取り組みも注目され、地域における子どもへの安心・安全について関心が高まっています。

本町においては、教育・保育施設や公園・道路等の整備、地域の見守り活動や防犯意識の向上等、ハード面、ソフト面の両面において安心・安全に暮らせる環境づくりを進めていますが、整備後も利用者からの多数の意見があることから、施設・環境の整備に関しては、事業の継続と拡充を行い、ニーズを充足する必要があります。

また、昨今においてはインターネットやスマートフォンによる子どもへの犯罪も取りざたされており、子どもが安心・安全に暮らせる環境づくりには、今後より一層の、多種多様な対応が求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもは次代の主人公であり、地域の宝です。そして、その子どもの健やかな成長が、地域の明るい未来につながると考えます。

子どもの成長には、子どもの人権と個性を大切にし、子どもの最善の利益を第一に考えるとともに、子どもの視点に立ち、健やかに成長できる支援の充実が必要です。

そのためには、家庭だけではなく、行政や地域、学校、企業等の多様な主体がそれぞれの役割を認識し、社会全体で子ども・子育ての支援体制の充実を図るとともに、その子育てを担う家庭やまちの成長も必要となります。

本町では、第一期計画において「すくすく・のびのび 子どもが輝くまち・えいへいじ」を基本理念に掲げ、子ども・子育てを通じて、すべての人が幸福や喜びを感じながら、希望を持って生活できるまちを目指して取り組んできました。

本計画においては、第一期計画から引き続き「すくすく・のびのび 子どもが輝くまち・えいへいじ」を基本理念に掲げ、子どもが健やかにのびのびと暮らすことができる基盤整備を進めるとともに、子ども・家庭・地域が希望を持って生活できるまちの実現を目指します。

基 本 理 念

すくすく・のびのび

子どもが輝くまち・えいへいじ

2 基本目標

本計画においては、基本理念の実現を目指すため、次の3つの基本目標を定めます。

I. 子どもの成長を支える環境づくり

子どもたちの未来が生まれ育った環境によって阻害されず、心身とも健やかに成長することができる教育・保育体制を提供するとともに、子ども一人ひとりが個性や能力を最大限に発揮することができる環境づくりを進めます。

また、家庭だけではなく、行政や地域、学校が連携・協力し社会全体で子どもの健やかな成長を支え・見守る体制を確保していきます。

II. 家庭における子育ての充実

子どもが健やかに育つためには、その家庭が子育てや子どもの成長に楽しみを見出し、子育て力を向上することが重要です。

また、多様化する家庭に合わせた、柔軟な相談体制の構築をはじめ、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発等、さまざまなニーズに対応すべく支援の充実を図ります。

III. 子どもが安心・安全に暮らせる環境づくり

近年、子どもが巻き込まれる事件・事故が大きな社会問題となっています。子どもが地域で安心・安全に生活ができるよう、見守り体制や生活環境の整備、交通安全教育、防犯・災害対策の充実を図るとともに、公園や道路環境の設備を充実し、ソフト面からハード面まで地域全体において、子どもが安心・安全に暮らせる環境づくりを推進します。

3 施策の体系

基本理念

すくすく・のびのび 子どもが輝くまち・えいへいじ

基本目標Ⅰ

子どもの成長を
支える環境づくり

(1) 質の高い教育・保育の提供

(2) さまざまな保育事業の充実

(3) 健康づくりの推進

(4) 専門的支援等の充実

(5) 子育てネットワークの確立と地域活性化

基本目標Ⅱ

家庭における
子育ての充実

(1) 家庭の子育て力の向上

(2) 相談事業の充実

(3) 経済的支援の充実

(4) 情報発信・情報提供の推進

基本目標Ⅲ

子どもが安心・安全に
暮らせる環境づくり

(1) 施設・環境の整備

(2) 安心・安全のまちづくり

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 子どもの成長を支える環境づくり

現状と課題

近年、家庭の就労形態の変化により、保護者が求める教育・保育に対するニーズも多様化しています。このような社会潮流のなかにおいて、すべての子どもの健やかな成長を実現するためには、就学前児童から切れ目のない質の高い教育や保育を受けることができる環境づくりを進めていく必要があります。

本町では、3～5歳児の幼児教育内容の統合や、小学校・中学校との接続及び連携強化により、教育を受ける条件の一元化を図るとともに、幼稚園の保育時間の延長や、幼稚園・幼児園の保育時間の弾力化も進めてきました。

今後は、入園児童数が減少している幼稚園・幼稚園の再編を検討するとともに、幼稚園・幼稚園におけるサービスを拡充する等、選択と集中を進め、教育・保育の充実に努めます。

また、放課後の居場所づくりとしてニーズが高まっている放課後児童クラブについては、小学校単位でクラブを開設しています。今後は、多様化するニーズに対し、より柔軟に対応できる体制を構築し、教育・保育の量・質の向上に努めます。

子どもが生まれ、健やかに成長をしていくためには、子どもの健康はもちろん、保護者の健康も必要であり、妊娠期から出産期、新生児期、乳幼児期及び学童期を通じて母子の健康確保を踏まえた支援の充実が必要になります。

ニーズ調査では、「妊娠・出産に対する支援」「乳幼児期までの親と子の心と体の健康づくり支援」は、3割台後半～4割程度の方が満足しており、不満はともに1割以下となっていることから、一定の支持を得ていると考えられます。今後は施策を継続しつつ、より満足度を向上させる事業の充実に努めます。

また、近年問題となっている、子どもの貧困、児童虐待、引きこもりや障がい等、社会的な支援の必要性が高い子ども、家庭に対しては、子育て世代包括支援センターをはじめとする、関係機関が連携し、さまざまなケースに合わせた柔軟な相談体制を構築することで、すべての子どもが健やかに成長できる環境づくりを促進します。

取り組み

(1) 質の高い教育・保育の提供

No.	施策	内容	担当	今後の方向性
1	学力向上対策の取り組み	基礎・基本を徹底し、確かな学力の育成を図るため授業研究に取り組み、指導方法の工夫改善に努めます。授業では、課題学習、補充的な学習や発展的な学習等多様な学習活動の向上に努めます。	学校教育課	充実
2	地域・学校・家庭・幼稚園・幼児園との連携活動事業	幼稚園・幼児園・小学校・中学校が連携を図るために、交流活動や教員の研修を行います。また、地域公民館活動に積極的に参加することで、地域に開かれた学校・地域全体で子どもを育てる環境づくりを行います。	学校教育課	充実
3	幼稚園・幼児園における幼児教育体制の整備	「保育時間の一元化と弾力化」、「3～5歳児の幼児教育内容の統合」、「幼稚園と幼児園の人事交流」、「小学校・中学校との接続及び連携強化」により、幼児教育の一元化を推進します。	子育て支援課	充実
4	生きる力を育むための特色ある幼児教育の推進	子ども一人ひとりを大切にした保育、生きる力のもととなる5つの領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）の力が身につく保育に関する研究を幼稚園と幼児園合同で推進します。家庭と園が一体となった幼児教育の推進として「保護者との信頼関係づくり」、「子育て情報の提供」、「保護者の園活動への参画」、「保護者会活動の充実」、「保護者の保育体験活動への参画」等、各園が特色ある取り組みを実施します。子どもの生きる力を育むために地域と連携した交流活動や幼稚園・幼児園・小学校・中学校間の相互理解により、基本的な幼児教育・学校教育の方針、指導の流れが一貫したものとなるよう努めます。園活動のなかで幼児に多様な体験活動を経験させるために、地域の人材バンクを活用し「遊びのなかで学べるクラブ活動」を推進します。	子育て支援課	継続
5	生き方の教育の実施	生き方の教育として命の大切さ、自尊の心を育成するために、家庭と連携を取りながら学年に応じた指導を実践します。内容としては、「思春期の心の発達」、「性感染症の防止」等を思春期の現状に即して指導します。また、町の思春期保健福祉体験学習への積極的な参加を促し、自他の命の大切さ、家庭への感謝の念を持たせるように指導します。さらに、近年問題となっている情報モラルの教育も推進します。	学校教育課	継続

No.	施策	内容	担当	今後の方向性
6	幼稚園・幼児園の弾力的な運営	<p>「どうしたら幼児が安定した環境のなかで大切な幼児期を過ごすことができるのか」、「幼児教育を受ける条件に差があらってはならない」を基本理念とした幼保の一元化を進め、入園から就学にいたるまでの保育内容の充実を図ります。</p> <p>[幼保一元化の内容]</p> <p>①幼稚園と幼児園の保育体制の一元化と保育・教育内容の統合 ②幼稚園と幼児園の人事交流 ③幼稚園・幼児園・小学校・中学校の連携 ④子育て支援の強化と施設の整備 ⑤幼児園・幼稚園再編の検討</p>	子育て支援課	継続
7	幼稚園・幼児園の保育時間の弾力化	<p>幼児園の保育時間を7時から19時、幼稚園においても通常18時までとし、弾力的時間帯として14時まで、16時まで、18時までの保育と、延長保育として19時までの保育を引き続き継続します。</p>	子育て支援課	充実
8	幼稚園・幼児園の教育内容の統合	<p>幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開できるように幼稚園教育要領と保育所保育指針の内容を踏まえた同一カリキュラムを作成し、どの施設においても適切な幼児教育を受けることができるようにします。また、基礎基本の保育の他に、外部講師を活用した「遊びのなかで学べるクラブ活動」を引き続き実施します。</p>	子育て支援課	継続
9	スポーツ少年団活動の推進 ・学校における部活動の充実	<p>心身ともに健康な青少年の健全育成のために、スポーツ少年団や部活動への積極的な参加を促すとともに、地域のエキスパートを活用しながら活動の充実を図ります。</p>	学校教育課 生涯学習課	継続
10	異年齢児交流事業	<p>幼稚園・幼児園の園児が未就園児・小学生とともに行事に参加することで、社会性を養いながら、地域のなかで兄弟・姉妹の関係づくりを推進します。</p>	子育て支援課	継続
11	中学生の保育体験学習	<p>中学生が長期休業中等を利用して、保育の体験学習ができる環境を整えます。中学生の「家庭科・保育」の授業において、幼児園児とふれあうことで自分を発見し、年下の子どもに思いやりが持てるように体験学習を行います。</p>	学校教育課 子育て支援課	継続
12	少人数学級・少人数指導の実施	<p>早期に子どもたちのつまずきに気づき、きめ細かな指導と支援を実施するため、少人数指導を実施します。また、中学校の英語教育において習熟度別授業を展開し、個々に応じた学習を継続するとともに、学校教育支援員による個別対応も促進します。</p>	学校教育課	継続

No.	施策	内容	担当	今後の方向性
13	総合的な学習の時間等による外部人材の活用	専門的な知識を持つ地域の人材を活用し、各学校の実状に応じ、地域に根ざした学習を展開します。また、地域の外国人講師を迎えての国際交流活動や、地域の特性を活かした学習を実施し総合的な学習の充実努めます。また、小学校においては、県が進める「地域と進める体験推進事業」により、農業体験や林業体験を継続するとともに、アドバイザーとして地域住民や専門機関の方を講師に迎え総合的な学習の展開を促進します。	学校教育課	充実
14	学校図書館の充実	町の図書館・司書との連携のもと、各学校の図書館の充実を図り、児童・生徒の健全な育成に努めます。	学校教育課 生涯学習課	継続
15	道徳教育の充実	道徳の授業の充実を図り、思春期の心の育成に努めます。体験活動を道徳の時間に生かし、また、体験活動を道徳の実践の場として活用します。さらに、道徳年間指導計画と別葉を刷新することにより教育活動全体で道徳教育を推進します。	学校教育課	充実
16	家庭・地域・学校協議会活動の推進	校区内の有職者や保護者の客観的な意見を取り入れるために学校訪問、見学の日を設け、地域に開かれた学校づくり・学校運営に取り組みます。	学校教育課	継続

(2) さまざまな保育事業の充実

No.	施策	内容	担当	今後の方向性
17	子育て支援事業	0歳児の子どもを持つ保護者同士の交流や情報交換の場としてサロンを開設し、保健師による育児相談や栄養相談、身長・体重測定のほか、講師を招いての講習会等を実施します。	福祉保健課	継続
18	子育て支援課・学校教育課・生涯学習課・福祉保健課・地域の専門機関との連携	幼稚園・幼児園・小学校・中学校連携のなかでは「連絡会の開催」「公開保育」「公開授業」「合同学習」「交流活動」「児童生徒の保育体験」「就学前児童連絡会」等を開催します。福祉保健課との連携のなかでは、「幼稚園・幼児園への保健師巡回相談」「要保護児童地域対策協議会事業」を行います。地域の専門機関との連携のなかでは、「養護学校教諭との事例研修会」「県立大学看護学生の保育実習」「福井大学医学部看護学生の実習」の受け入れを実施します。	子育て支援課	継続
19	延長保育の充実	親の就労形態の多様化に伴う児童の保育需要に対応するため、幼児園で19時まで延長して保育を実施します。	子育て支援課	継続
20	一時預かりの充実	専業主婦を含むすべての子育て家庭が仕事の都合や急病、緊急事態、育児疲れにより一時的に保育が必要となった場合に、児童を幼児園で預かります。	子育て支援課	継続

No.	施策	内容	担当	今後の方向性
21	地域活動事業の充実	家庭及び地域等の協力を得て、地域の自然、人材、施設等の資源を積極的に活用し、豊かな生活体験をはじめ、保育内容の充実を図り、子どもの社会性を養います。また、保護者会、母親クラブの協力を得ながら園運営や園行事を実施するとともに、地域の人材や、小中学校、大学や保健センター等と連携し、保育の充実を図ります。	子育て支援課	充実
22	地域子育て支援センター事業の充実	地域全体で子育てを支援する基盤を形成するため、3か所の支援センターで子育て家庭への支援活動の企画、調整を行います。子育て家庭等に対する遊びや育児不安等についての指導、子育てサークル等への支援、講師を招いての勉強会、子育て情報の提供等も行います。また、お父さんの子育て応援事業も実施します。	子育て支援課	継続
23	児童館運営事業	健全な遊びを通して、児童の集団及び個別指導の実施、並びに年長児童の自主的な活動に対する支援を行います。また、放課後児童クラブ事業の育成助長及びその指導者の育成を図ります。子育て支援センターとして、子育てに対して不安や悩みを抱える母親からの相談に応じるとともに地域の児童の健全育成に必要な活動を行います。	子育て支援課	継続
24	公民館活動事業	未来の日本をつくる心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むための主な活動拠点として、放課後子ども教室を設置します。放課後子ども教室では放課後や週末において子どもの安全管理を図りながら地域との交流活動を実施します。	生涯学習課	継続
25	図書館運営事業	生涯学習推進施設のひとつである図書館では、乳幼児を対象に絵本の読み聞かせ等を行う「おもしろとしょかん」や、読み聞かせボランティアの育成を目指した「読み聞かせ講習会」を実施し、本を通じた創造性豊かな人づくりを推進します。また、赤ちゃんと保護者がゆっくりと向き合い、心ふれあうひとときを持つきっかけをつくる「ブックスタート事業」を推進します。	生涯学習課 子育て支援課	継続
26	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1年生～6年生の児童に対し、放課後に児童福祉施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。	子育て支援課	継続
27	病時デイケア促進事業（病時保育・病後児保育）	保護者の子育てと仕事の両立を支援するとともに、児童の健康維持を図るため、病気で集団保育が困難な児童を一時的に預かる病時保育・病後児保育を実施します。	子育て支援課	継続

No.	施策	内容	担当	今後の方向性
28	すみずみ子育てサポート事業	保護者が通院や冠婚葬祭等により子どもを家庭で保育することが困難な場合に、小学校3年生以下の子どもを対象にサービスを提供します。既存の子育て支援よりもきめ細かなサービスを提供することにより、子育て家庭の負担の軽減を図ります。また、3人以上の子どもを持つ世帯の経済的負担を軽減するために、第3子以降に対する利用者負担金を無料とします。	子育て支援課	継続
29	夜間・短期入所保育事業	夜間や休日等において、一時的に子どもの養育が困難になった家庭を支援し、児童が安心して生活できる環境づくりを引き続き実施します。	子育て支援課	継続
30	永平寺町放課後子ども教室の充実	町内の社会教育施設を子どもたちの居場所（活動拠点）と位置付け、放課後や週末の活動の充実を図ります。地域の大人を指導員として配置し安全管理を図りながら、地域で子どもたちを育みます。スポーツや文化活動・交流活動を、図書館、児童館、放課後児童クラブ等とタイアップしながら実施します。	生涯学習課	継続

(3) 健康づくりの推進

No.	施策	内容	担当	今後の方向性
31	特定不妊治療費助成事業	福井県の特定不妊治療費助成を受けた者で、1回の治療につき10万円を限度として1年あたり3回まで助成します。また、対外授精、顕微授精の特定不妊治療及び精巣内精子採取法の男性不妊治療に対しても助成を行います。	福祉保健課	充実
32	乳幼児健診の充実	1歳6ヶ月児と3歳児を対象に健康診査を実施し、発育・発達状況の確認と疾病の早期発見、専門機関等への紹介等、適切な対応に努めます。	福祉保健課	継続
33	予防接種事業	指定医療機関において個別接種を実施しています。対象児への個人通知や広報誌での情報提供等を行っています。	福祉保健課	継続
34	子どもの健康を守る会活動の充実	校医・嘱託医・薬剤師・学校長・教頭・園長・児童館長・保護者会長・給食主任・保健主任・養護教諭等を会員とする「子どもの健康を守る会」を設置し、子どもの健康に関する実態を把握し、健やかな成長を促すための指導方法について協議します。	学校教育課 福祉保健課 子育て支援課	継続
35	保健活動の充実	保健師による巡回指導、保育者と保健師の合同研修により保健活動の充実を図ります。また、養護学校や専門機関との連携を深めながらふれあい保育の充実を図ります。	福祉保健課 子育て支援課	継続

No.	施策	内容	担当	今後の方向性
36	親と子の健康支援の充実事業	妊婦の健康診査は、医療機関での受診を促進します。乳児の健康診査として、1ヶ月児・4ヶ月児・9～10ヶ月児に医療機関での受診を促進します。育児相談として、生後3～5ヶ月児を対象に相談会を実施します。幼児の健康診査として1歳6ヶ月児・3歳児健診を実施します。新生児訪問、要指導妊産婦・乳児の訪問指導を実施します。毎年4月に健診等の日程が記載されている健康カレンダーを町内全戸に配布します。また、産後医療相談（医療機関等委託）にて、母乳相談や育児相談を実施します。	福祉保健課	継続
37	小児救急医療支援事業	休日や夜間における重症の小児救急患者を診療できる病院を確保するため、担当病院に対し補助金を交付します。	福祉保健課	継続
38	保健師・管理栄養士による栄養指導の充実	保健センターの事業のなかで、母乳育児の指導やおやつを試食会、乳幼児の発達に合わせた栄養指導を進めます。	福祉保健課	継続
39	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の実施	教科・学級指導では外部機関（警察・保健センター・子どもの健康を守る会等）と連携を図りながら、あらゆる機会を通して薬物乱用防止教育を実践します。特に喫煙防止については、生徒自身が生徒会活動等のなかで自主的に啓発活動を実践します。	学校教育課	継続
40	給食における地産地消の推進	地域の生産者・生産組合・学校・幼稚園・保育園が連携を図り、地域で生産された新鮮で安全な生産者の顔が見える食材を利用した給食を、年間を通して展開します。また、子どもたちには自園の畑で野菜の栽培や、田んぼでの苗植え、稲刈りを体験することにより、子どもたちの身体と心の健全な成長と、地域への理解、感謝の心を育てる「食育」を引き続き実施します。	学校教育課 子育て支援課 農林課	充実

No.	施策	内容	担当	今後の方向性
41	幼稚園・幼児園栄養士・学校栄養職員による食指導の実施	乳幼児と児童生徒が「食と健康」への関心を高め、望ましい食習慣を身につけることができるように、年間食育計画に基づいて指導します。幼稚園・幼児園においては、「行事食」、「丼の日」、「誕生会」、「旬のものを取り入れた給食」、「ふるさと伝承料理」、「離乳食」、「アレルギー除去食」、「年長児による手作りクッキング」、「園栽培による野菜を入れた給食」等を実施し、偏食予防の指導や食べることの大切さについて教えます。小・中学校においては、児童生徒が正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけ、自らの健康を管理できるように指導します。保護者に対しては、「給食参観・試食会による食育指導」、「アレルギー除去食に対する指導」、「病中、病後食の指導」、「離乳食の指導」、「親子クッキングの実施」により、食育に関する情報を提供します。地域の交流活動や異年齢児交流活動のなかでの調理体験や会食を通して、食への関心を高めます。	学校教育課 子育て支援課	充実
42	食育（栄養）の指導の推進	子どもの置かれている食育状況に関するアンケート調査を実施し、その結果のなかから問題点を抽出し、子育て家庭への相談・支援や乳幼児の食育指導を行います。	子育て支援課	継続

（４）専門的支援等の充実

No.	施策	内容	担当	今後の方向性
43	児童福祉施設等の苦情解決窓口の設置と運営の充実	子育て支援課に、幼稚園等児童福祉施設において提供するサービスに対して、利用者からの苦情を適切に解決するための窓口を置き、良質なサービスの提供に努めます。	子育て支援課	継続
44	身体障害児居宅サービス事業	在宅で生活する身体障がいを持つ子どもに対し、ホームヘルプサービスやデイサービス、ショートステイサービスを提供し、当該児童の社会参加と介護者の育児負担を軽減します。	福祉保健課	継続
45	重症心身障害児福祉手当の支給	重度の心身障がいを持つ子どもで、障害基礎年金・特別障害者手当・特別児童扶養手当・障害児童手当の対象とならない方に月額で手当を支給します。	福祉保健課	継続
46	心身障害児童交通費の支給	心身に障がいを持つ児童に対して通学・通所に伴う交通費の一部を助成することにより、保護者の経済的負担を軽減します。	福祉保健課	継続

No.	施策	内容	担当	今後の方向性
47	障がい児保育とふれあい保育の実施	重度の障がいを持つ児童及び中程度の障がいがあり、児童相談所等の公的機関が認めた児童に対しても、集団のなかで保育を行い、障がいを持つ児童の社会性の成長・発達を育みます。	子育て支援課	継続
48	特別支援教育事業	障がいを持つ児童をはじめとして、学校において特別な教育的支援を必要としている子どもたちの成長を促し、充実した学校生活を送ることができるよう校内支援体制の整備を図ります。また、子どもたちの可能性を最大に伸ばし、将来の自立と社会参加を目指して、一人ひとりのニーズに応じた適切な教育的支援を行います。特別支援教育の総合的な推進のためには、発達障害等の早期発見・早期支援が求められており、就学前における保護者への適切な指導・助言が重要です。幼稚園・幼児園において十分な観察を行います。県特別支援教育センター・特別支援学校等の専門家との連携を進め、保護者に対して発達障害等の正しい理解を図り、該当児に対する支援を協力して行っていくことが大切です。こうした取り組みを進めるなかで、町全体で適切な就学指導が図れる環境を引き続き整備します。	学校教育課 子育て支援課	継続
49	民生児童委員活動事業	児童憲章の原点としてのアクションプラン事業は、地域の学校・地域住民・児童に関する関係機関と連携、交流することによって情報を得て、問題点を発見する活動です。「児童に関する研修会」、「児童館イベントへの参画」、「地区の見守りによる情報収集」、「地区の子どもたちの実態把握」、「園児や小中学生に関する関係機関との情報交換」等により支援します。また、不登校・引きこもり児童に関する機関との情報交換により、見守り・支援を進めます。	福祉保健課	継続
50	専門的な相談体制の整備、関係機関とのネットワークづくり	「スクールカウンセラー」、「適応指導教室」、「心のパートナー」等の取り組みを行い、共に連携をとりながら子どもの心の問題に対応するとともに、子どもだけでなくその親の相談活動を実施します。また、教員に対してスクールカウンセラーによる研修も引き続き実施します。	学校教育課	継続
51	永平寺町青少年愛護センターの設置と運営の充実	「大人が変われば 子どもも変わる」を重点目標に、「補導活動の充実」、「環境浄化活動」、「青少年健全育成活動の推進」、「広報啓発活動」、「諸関係機関との連携強化」を実施し、子どもを取り巻く有害環境改善の徹底を図ります。	生涯学習課	継続

No.	施策	内容	担当	今後の方向性
52	青少年育成永平寺町民会議事業	「青少年育成県民会議への参加」、「指導者研修会への参加」、「青少年非行防止県民一斉行動の実施」等を通して、青少年を非行や犯罪等から守るための取り組みの推進に努めます。	生涯学習課	継続
53	永平寺町人権推進事業	人権擁護委員と町担当課が連携して、住民の人権を守るため人権相談日を月1回定期的に開催し、地域住民からの相談を受け付けます。	総務課	継続
54	永平寺町要保護児童対策地域協議会事業	被虐待児童の発見からサポートに至るまでの体制を確立し、被虐待児童の把握、関係機関との連携、事例研修、地域社会への啓発活動等を実施します。地域の引きこもっている18歳までの児童に対してもサポートします。定期的に学校と施設訪問を行い、気がかりな事柄等関係機関との連絡や調査を実施します。	子育て支援課	充実
55	要保護児童対策地域協議会と専門機関との連携事業	永平寺町要保護児童対策地域協議会と更生保護司や更生保護女性会が協力して、更生後の社会復帰に向けて青少年の心のケアを行います。学校の養護教諭や専門機関と協力して、個人に適応したカウンセリングを行います。児童相談所と警察、健康福祉センターと協力、連携することにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援や児童虐待のリスクを早期に発見・遮滅に努めます。	総務課 学校教育課 子育て支援課	充実
56	気がかりな家庭・子どもへの支援	各家庭における虐待等の早期発見のため、学校園の訪問時に子どもの状態をチェックし、気がかりなことがある場合は早急に対応し、支援へとつなげます。また、民生委員、福井健康福祉センター、町保健師と連携し家庭訪問、電話連絡を引き続き実施します。	福祉保健課 子育て支援課	充実
57	包括的な支援体制の構築	近年問題となっている子どもの貧困、児童虐待、引きこもりや障がい等、社会的な支援の必要性が高い子ども、家庭に対しては、子育て世代包括支援センターをはじめとする、関係機関が連携し、不安や悩みを持つ保護者への相談窓口として、さまざまなケースに合わせた柔軟な相談体制を構築することで、すべての子どもが健やかに成長できる環境づくりを促進します。	子育て支援課	充実

(5) 子育てネットワークの確立と地域活性化

No.	施策	内容	担当	今後の方向性
58	世代間交流活動事業	地域の高齢者とのふれあい交流活動を通して、子どもたちに永平寺町の文化や子育ての知恵を伝承します。	子育て支援課	継続
59	永平寺町体験学習・ボランティア活動支援センター事業	住民のなかからさまざまな知識・技能を持ち社会参加に熱意のある人材を、幼稚園・幼児園・小学校・中学校の指導者として「学習支援人材バンク」に募集・登録するとともに、積極的な活用を図りながら、奉仕活動・体験活動の一層の充実を図ります。	生涯学習課 子育て支援課	継続
60	若者の出会い交流の場の提供	少子化に大きく影響していると考えられる晩婚化、非婚化に対する対策として、未婚の男女が自然に交流し、結婚に対して前向きな状況をつくりだすことを目的とした、若者出会い交流事業を引き続き実施します。	福祉保健課	継続

基本目標Ⅱ 家庭における子育ての充実

現状と課題

子どもが健やかに育つためには、その家庭が子育てや子どもの成長に楽しみを見出し、子育て力を向上することが重要です。

本町では、家庭の子育て力の向上策として、親の役割について学習する機会の場の創出や、父親の子育て力向上を支援する事業を行うとともに、次代に親となる中学生を対象に乳幼児とふれあう機会を設け子育てに対する意識の醸成を進めてきました。

また、社会的・経済的支援の必要性が高い、ひとり親家庭等に対しては経済的支援も実施してきました。

一方、家庭における子育てをする上での相談先について、ニーズ調査では、親族や友人・知人と回答する方が多いなか、頼れる親族や友人・知人が身近にいない孤立しがちな世帯も一定数存在しており、また、若い世代においては、子育てがわからないという悩みも顕在化していることから、今後、家庭における子育てをする上で、不安や悩みを抱えてしまう環境につながるものが想定されます。

今後は、現状の事業を継続しつつ、支援を必要とする家庭に的確な情報を提供し、支援の充実を図るとともに、すべての方がアクセスしやすい情報提供のリソースの構築を行い、より精度の高い情報・支援が提供できる仕組みづくりを推進することにより、家庭における子育ての充実を図ります。

取り組み

(1) 家庭の子育て力の向上

No.	施策	内容	担当	今後の方向性
61	子育てふれあい 体験学習事業	中学生を対象に子育ての意義や大切さを理解できるように、幼稚園・幼児園や保健センターにて乳幼児とふれあう機会を設け、生命の尊さを感じ、将来家庭を築くことの大切さを啓発します。	学校教育課 福祉保健課 子育て支援課	継続
62	家庭教育学級事業	乳幼児から中学校までの子どもを持つ親対象に、子どもの発達の特性を知り、親の役割について学習するとともに、親としてのあり方を見つめ直すなかで家庭教育力の向上を図ります。また、親とともに幼稚園・幼児園・小学校・中学校の職員も、子どもの保育・教育に対する共通理解を図ります。	生涯学習課 子育て支援課	継続
63	男女共同参画推進 計画の充実	「男女が支えあい輝くまちづくり」を基本理念として 基本目標1：男女が共に生きる意識づくり（男女平等教育、家庭・地域の慣習の見直し、政策・方針決定の場への女性の参画促進） 基本目標2：男女が共に活躍できる環境づくり（男女の仕事と家庭の両立支援、働く場における男女平等の実現、国際交流と協力の推進） 基本目標3：男女が共に安らぐ生活作り（男女の健康づくり支援、高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境整備、あらゆる暴力の根絶） 基本目標4：推進体制づくり（施策推進体制の整備、住民・関係機関との協力・連携の強化） を策定し、誰もがそれぞれの個性と能力を十分に発揮し、自分らしくいきいきと暮らすことができる男女共同参画社会を実現します。	生涯学習課	充実
64	お父さんの子育て 応援事業	仕事と生活の調和を実現するためには、働き方の見直しとともに、父親の育児参加が重要です。 このため、父親の子育て力を支援するとともに、父親同士の話し合いの場を提供し、お父さんの子育てを応援します。	子育て支援課	継続
65	青少年健全育成 活動の実施	青少年健全育成に関する地域講演会や講座等を開き、乳幼児から思春期までの家庭教育のあり方について学ぶ機会を提供し、子育てサポートや家庭教育アドバイザーの配置等により子育てに関する相談体制を継続します。	生涯学習課	充実

No.	施策	内容	担当	今後の方向性
66	「放課後活動定休日」の推進	毎月1回「家庭の日(毎月第3日曜日)」の翌日の月曜日は、授業終了後の放課後活動を実施せず、子育て中の家族が話し合い、楽しみ合えるよう、家族みんながそろって家族時間が持てる環境づくりを引き続き実施します。	学校教育課	継続

(2) 相談事業の充実

No.	施策	内容	担当	今後の方向性
67	子育て支援センターにおける育児相談の充実	子育て支援センターにおける相談事業として、「育児不安等についての指導相談・支援」を実施、県の子育てマイスターを活用した各種講演や実技講習会等を実施し家庭養育の向上を図ります。また、子育て訪問事業を展開し、子育て支援の充実を図ります。	子育て支援課	継続
68	保健センターにおける育児相談の充実	保健センターにおける相談事業として、保健師等による育児相談、栄養相談、発育・発達相談等の事業を充実させ、安心して子育てができる環境づくりを実施します。	福祉保健課	継続
69	ひとり親家庭への窓口相談の充実	窓口相談では子育てする上での相談指導や社会自立に必要な情報の提供等、支援の充実を図ります。	福祉保健課	継続
70	「子育て相談会」の実施	臨床発達心理士・言語聴覚士等を講師として子どもの発達に応じた指導・助言を行い、子育て問題解決への糸口となる機会を提供します。	福祉保健課	継続

(3) 経済的支援の充実

No.	施策	内容	担当	今後の方向性
71	幼児教育に伴う保護者の経済的負担の軽減	幼児教育・保育無償化に伴い、開始される給食費の実費徴収に対し、給食費においても第3子以降は無償となるよう、すくすく保育支援事業の要綱を改正し、幼児教育に伴う保護者の経済的負担を軽減します。	子育て支援課	充実
72	特別児童扶養手当の支給	心身に障がいを持つ児童（20歳未満）を監護する父母、もしくはそれに代わって養育している者に支給されます。支給は1級・2級それぞれ月額で支給します。	福祉保健課	充実
73	母子・父子家庭への医療費助成	母子家庭及び父子家庭を対象に医療費を助成することで、経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課	継続
74	子ども医療費の無料化制度の充実	保護者の経済的負担を軽減するために、子ども医療費の無料化を推進します。	子育て支援課	継続
75	児童手当制度の充実	次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、児童を養育している保護者に月額で手当ての支給を行います。	子育て支援課	継続
76	出産祝い金制度の充実	少子化対策の一環として出産祝い金を支給します。	子育て支援課	充実

(4) 情報発信・情報提供の推進

No.	施策	内容	担当	今後の方向性
77	子育て支援に関する情報の周知	子育てに関する支援制度やさまざまな子育て支援サービス等に関する情報を、町広報やホームページを活用して子育て世代への周知を引き続き実施します。	子育て支援課	継続
78	SNSを活用した情報発信の検討	フェイスブック等のSNSを活用した子育て支援情報について、引き続き積極的な発信を促進します。	子育て支援課	継続

基本目標Ⅲ 子どもが安心・安全に暮らせる環境づくり

現状と課題

子どもが健やかに育つためには、子どもや子育て家庭にとって安心・安全に暮らせる環境づくりが必要です。

近年、子どもたちが犯罪や事故に巻き込まれる事案は後を絶たず、大きな社会問題となっています。また、台風・地震等の自然災害から子どもたちの身を守るための取り組みも注目され、地域における子どもへの安心・安全について関心が高まっています。

本町では、教育・保育施設や公園・道路等の整備、地域の見守り活動や防犯意識の向上等、ハード面、ソフト面の両面において安心・安全に暮らせる環境づくりを進めてきました。

一方、安全・安心についてのニーズ調査では、施設や環境の整備後も利用者から多数の要望があることから、施設・環境の整備に関しては、引き続き事業を継続するとともに拡充を行い、ニーズを充足する必要があります。

また、インターネットやスマートフォンによる子どもへの犯罪といった、新たな問題も顕在化しており、今後は、多種多様な問題に迅速に対応できる体制を構築し、子どもや子育て家庭にとって安心・安全に暮らせる環境づくりに努めます。

取り組み

(1) 施設・環境の整備

No.	施策	内容	担当	今後の方向性
79	公園整備の充実	町が管理する公園の遊具を巡回点検し、乳幼児や児童生徒が安心して遊べるように、危険遊具の撤去及び修繕、公園内トイレの維持管理等に取り組みます。	関係各課	継続
80	歩道や街灯の整備の充実	子どもたちが安心して道を歩くことができるよう、歩道や街灯の整備を図ります。	総務課 建設課	充実
81	歩道除雪の実施	町内の歩道の除雪を行い、冬季の安全な歩道環境の確保に努めます。	建設課	継続
82	学校施設の改築・改修の実施	老朽化が進みつつある学校施設に関しては、計画の前倒しや変更も検討しながら改築・改修を引き続き実施します。	学校教育課	継続
83	幼稚園・幼児園の改築・改修の実施	必要に応じて、順次改修及び改築の検討をします。	子育て支援課	継続
84	環境浄化活動の実施	青少年に有害な図書等の有無を調べるため、書店やコンビニに出向き実態調査を行い、悪影響が予想される場合は経営者に改善を呼びかけます。また、町内の国道・県道脇の電柱に有害なチラシがないか点検し、警察・町建設課・愛護センターに報告するとともに、撤去を実施します。	生涯学習課	継続
85	公共施設のバリアフリー化の実施	幼稚園・幼児園・小学校・中学校をはじめ公共施設のバリアフリー化を行い、子どもや高齢者が安心して利用できる環境を整えます。	関係各課	継続
86	コミュニティバス運行の充実	高齢者を優先したバス運行となっておりますが、小中学校の利用も可能となっております。小中学生における料金の半額対応は引き続き実施します。	総務課	継続
87	良好な住宅整備事業と居住環境整備事業	低所得者等を対象にした公営住宅や特定公共賃貸住宅の整備、住宅内のバリアフリー対策に取り組み、子どもや高齢者に優しい住宅環境の整備を引き続き実施します。	建設課	継続

(2) 安心・安全のまちづくり

No.	施策	内容	担当	今後の方向性
88	園児・児童生徒・保護者を対象とした交通安全教育の活動の充実	幼稚園・幼児園・小学校・中学校やその他の公共施設を利用して児童の交通安全を確保するための諸活動を実施し、児童の意識の高揚に努めます。	総務課	充実

No.	施策	内容	担当	今後の方向性
89	交通安全広報活動の充実	交通安全広報活動を通して、住民全体に交通安全を呼びかけるとともに、子どもを持つ家庭に対しては家族全体で交通安全に取り組むように働きかけます。活動内容として「交通安全托鉢」「県民運動に伴う街頭指導」「広報啓発活動」等を実施します。	総務課	充実
90	交通指導員による交通安全活動の充実	町が委嘱した交通指導員により「登園・登校時の街頭指導」、「夕暮れ街頭指導」、「安全な自転車の乗り方実地指導」等を実施し、児童の交通事故防止に努めます。	総務課	充実
91	安全・安心まちづくり事業の推進	すべての住民が安全で安心して生活できる地域社会の実現を目指します。住民の生命と財産を守り、住民一人ひとりが尊重される地域社会を実現します。町は、「町民の意識の高揚を図るための啓発」、「町民の自主的な活動に対する支援」、「安全に寄与する環境の整備」に関する施策を、関係行政機関と連携しながら実施します。関係行政機関は町が実施する施策に協力するとともに、町、住民及び事業者に対し情報の提供に努めます。	総務課	充実
92	安全・安心まちづくりパトロール中の啓発活動	関係行政機関と協力して、団体・個人の所有する車に、「安全・安心パトロール中」のステッカーを貼り走行するなかで、不審者や犯罪の早期発見に努めます。	総務課 学校教育課	充実
93	永平寺町青少年愛護センターの設置と運営の充実（再掲）	「大人が変われば 子どもも変わる」を重点目標に、「補導活動の充実」、「環境浄化活動」、「青少年健全育成活動の推進」、「広報啓発活動」、「諸関係機関との連携強化」を実施し、子どもを取り巻く有害環境改善の徹底を図ります。	生涯学習課	継続
94	街頭補導活動の実施	主に青少年の街頭補導として、学年末・学年はじめの休業、夏季休業中及び冬季休業中に補導委員・青少年指導員による街頭補導を実施、青少年の非行防止に努めます。	生涯学習課	継続
95	諸関係機関との連携強化	関係機関からの情報が役場担当課・各学校・園に迅速に伝わる情報網を整備し、青少年や保護者への指導内容の統一化を図ります。	各担当課	充実
96	広報啓発活動の実施	地域住民に対して「毎月15日は青少年育成の日」、「毎月第3日曜日は家庭の日」の周知徹底を図るため、教育委員会発行の広報紙によりPRします。	生涯学習課	継続
97	災害時の対策・対応の強化	各学校・園に緊急地震速報を設置しています。火災や地震等を想定した避難訓練を実施し、災害時の子どもの安全の確保につなげます。緊急時は各学校・園を通じて保護者宛てに一斉にメールで連絡します。	学校教育課 総務課 子育て支援課	継続

第5章 量の見込みと確保の内容

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。教育・保育提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実状に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

本町においては、効率的な資源の活用を可能とし、町内のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育提供区域を1圏域（全町）とします。ただし、事業の実施にあたっては小学校区単位等、各地区の実状を踏まえて行うものとします。

「量の見込み」については、現在の町内の子ども・子育て支援サービスの実施・利用状況、本町の今後5年間の人口推計をもとに算出しています。「確保の内容」「実施時期」については、町の現状を踏まえ整備状況等を勘案しながら、確保することができるよう、設定しています。

2 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容

教育・保育事業の提供については、保護者の就労状況、家庭状況、子どもの年齢等から以下の「認定区分」に応じて利用できる施設等が決まることとなります。永平寺町では、3～5歳の幼稚園利用希望者を「1号認定」、幼児園利用希望者を「2号認定」、0～2歳を「3号認定」とし、それぞれ今後5年間の利用ニーズと確保量を算出しています。

■認定区分と提供施設

認定区分		利用できる施設
1号認定	3～5歳【保育の必要性なし】	幼稚園
2号認定	3～5歳【保育の必要性あり】	幼児園
3号認定	0～2歳【保育の必要性あり】	幼児園

■3～5歳で、幼稚園を利用する子ども

単位：実利用人数/年間

永平寺町		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		1号	1号	1号	1号	1号
①量の見込 (必要利用定員総数)		50人	48人	48人	48人	46人
②確保の内容	幼稚園	50人	48人	48人	48人	46人
②-①		0	0	0	0	0

■0～5歳で、幼児園を利用する子ども

単位：実利用人数/年間

永平寺町		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		2号		3号	2号		3号	2号		3号
		3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込 (必要利用定員総数)		330人	46人	193人	317人	45人	189人	328人	44人	188人
②確保の内容	幼児園	330人	46人	193人	317人	45人	189人	328人	44人	188人
②-①		0	0	0	0	0	0	0	0	0

永平寺町		令和5年度			令和6年度		
		2号		3号	2号		3号
		3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込 (必要利用定員総数)		324人	44人	184人	312人	43人	182人
②確保の内容	幼児園	324人	44人	184人	312人	43人	182人
②-①		0	0	0	0	0	0

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

地域の保育事業の実施

■延長保育事業

単位：実利用人数/年間

永平寺町	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	103人	100人	102人	101人	98人
②確保の内容	103人	100人	102人	101人	98人
②-①	0	0	0	0	0

□実施方針

現状を維持して、延長保育の実施園でニーズに対応するとともに、保護者の就労や通勤の都合等を加味した適切な延長保育を実施し、児童の健全な育成を図ります。

■子育て短期支援事業

単位：延べ利用日数/年間

永平寺町	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	4人日	3人日	4人日	4人日	3人日
②確保の内容	4人日	3人日	4人日	4人日	3人日
②-①	0	0	0	0	0

□実施方針

引き続き、委託先による事業を実施し、ニーズに対応していきます。

■地域子育て支援拠点事業

単位：延べ利用回数/年間

永平寺町	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	7,571 人回	7,416 人回	7,328 人回	7,217 人回	7,106 人回
②確保の内容	7,571 人回	7,416 人回	7,328 人回	7,217 人回	7,106 人回
②-①	0	0	0	0	0

□実施方針

松岡子育て支援センター、永平寺子育て支援センター、上志比子育て支援センターにて引き続き事業を実施し、ニーズに対応していきます。

■幼稚園児を対象とした一時預かり事業

単位：延べ利用日数/年間

永平寺町	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込 1号認定 による利用	11,520 人日	11,040 人日	11,520 人日	11,520 人日	11,040 人日
②確保の内容	11,520 人日	11,040 人日	11,520 人日	11,520 人日	11,040 人日
②-①	0	0	0	0	0

□実施方針

町内の2園にて引き続き事業を実施し、ニーズに対応していきます。

■一時預かり事業

◎在園児対象を除く、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）を除く、子育て短期支援事業とした子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

単位：延べ利用日数/年間

永平寺町	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込	368 人日	357 人日	362 人日	359 人日	349 人日	
②確保の内容	一時預かり事業	368 人日	357 人日	362 人日	359 人日	349 人日
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
②-①	0	0	0	0	0	

□実施方針

一時預かり事業は、3園で実施を継続するとともに、前期期間内に事業実績のないトワイライトステイは、委託先でニーズに対応します。

■病児・病後児保育事業

◎病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業） 単位：延べ利用日数/年間

永平寺町		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込		228 人日	221 人日	224 人日	222 人日	216 人日
②確保の内容	病児保育事業	228 人日	221 人日	224 人日	222 人日	216 人日
②－①		0	0	0	0	0

□実施方針

現状を維持して、実施を継続します。

■利用者支援事業

単位：か所

永平寺町		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込		3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
②確保の内容		3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
②－①		0	0	0	0	0

□実施方針

幼稚園、幼児園、子育て支援センターにおいて、引き続き、子育て支援事業の情報提供及び関係機関と連携し事業を実施します。

放課後児童クラブ事業の実施

■放課後児童健全育成事業

◎小学校低学年

単位：実利用人数/年間

永平寺町		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込		269人	269人	254人	250人	256人
②確保の内容	学童保育事業	269人	269人	254人	250人	256人
②-①		0	0	0	0	0

■放課後児童健全育成事業

◎小学校高学年

単位：実利用人数/年間

永平寺町		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込		125人	134人	133人	138人	145人
②確保の内容	学童保育事業	125人	134人	133人	138人	145人
②-①		0	0	0	0	0

□実施方針

小学校単位で開設した8児童クラブで引き続き事業を実施するとともに、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります

健康にかかわる保育事業の実施

■乳児家庭全戸訪問事業

単位: 実利用人数/年間

永平寺町	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	106人	104人	101人	101人	99人
②確保の内容	106人	104人	101人	101人	99人
②-①	0	0	0	0	0

□実施方針

引き続き、保健師による生後4か月までの乳児のいる全家庭（町内）の訪問を実施します。

■養育支援訪問事業

単位: 実利用人数/年間

永平寺町	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	0人	0人	0人	0人	0人
②確保の内容	0人	0人	0人	0人	0人
②-①	0	0	0	0	0

□実施方針

前期期間内において事業実績はありませんでしたが、今後ニーズがあった場合、実施について検討していきます。

■妊婦健診事業 ※医療機関が実施

単位: 実利用人数/年間

永平寺町	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	115人	112人	112人	110人	109人
②確保の内容	115人	112人	112人	110人	109人
②-①	0	0	0	0	0

□実施方針

引き続き、医療機関に委託し、妊婦の健康診査を実施します。

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

子育てのための施設等利用給付の実施にあたり、公正かつ適正な支給の確保に努め、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

第6章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

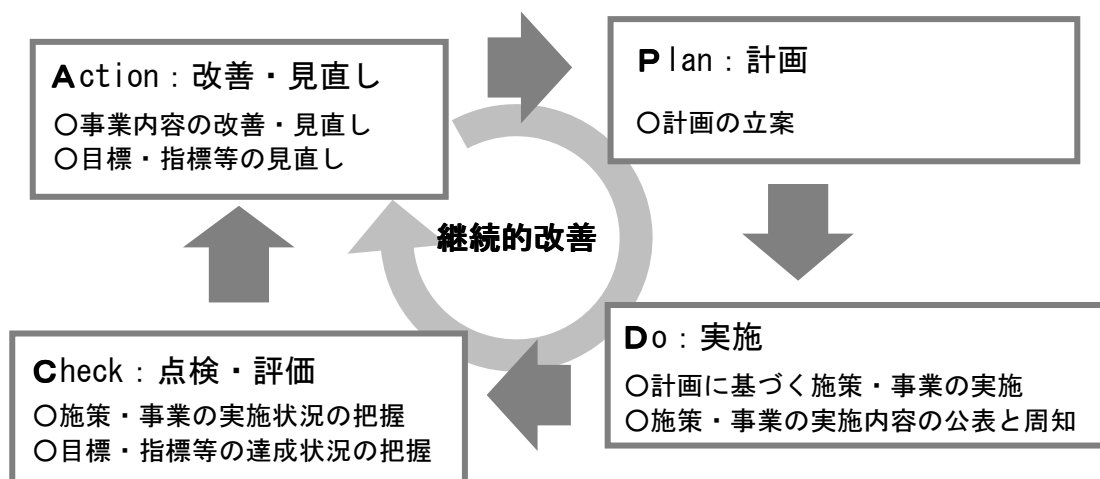
本計画は、子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を兼ねており、町内のすべての子どもと子育て家庭を対象とした、子育て支援を総合的に推進するものです。そのため、全庁的に広く連携し、永平寺町全体として、子ども・子育て支援に取り組むことが必要です。町内の子育て支援にかかわる家庭をはじめ、幼稚園や幼児園、学校、地域、その他関係機関や団体等との連携のさらなる強化を図ります。

また、住民との協働で計画を推進していくためには、さまざまな取り組みについて広く周知していくことが重要であるため、広報紙やホームページ、窓口等において情報提供を行うとともに、計画の進捗状況や町内の多様な施設・サービス等、子ども・子育てに関する情報について周知・啓発を図ります。

2 計画の評価・検証

本計画の各種施策の推進については、実効性を高めるため、庁内において進捗状況の把握・点検を行い、また、学識経験者や子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業や団体の関係者等を委員とする永平寺町子ども・子育て会議等において、必要に応じ、計画の進捗について確認する機会を設けるなど、総合的かつ計画的に取り組みます。

こうした推進の仕組みとして、【Plan（計画）—Do（実施・実行）—Check（検証・評価）—Action（改善）】のPDCAサイクルを活用し、実効性のある取り組みの推進を図ります。



資料編

1 ニーズ調査実施概要

(1) 調査の目的

本調査は、「第二期永平寺町子ども・子育て支援事業計画」の策定資料として、教育・保育ニーズや永平寺町の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握することを目的に実施しました。

(2) 調査概要

- 調査地域：永平寺町全域
- 調査対象者：永平寺町在住で就学前の児童のいる世帯・保護者（就学前児童調査）
永平寺町在住で小学生のいる世帯・保護者（小学生調査）
- 調査期間：平成30年12月
- 調査方法：幼稚園・幼稚園・小学校を通じた直接配付・回収（全数調査）
就学前児童のうち、未就園の児童は郵送による配付・回収（全数調査）

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数 (有効児童数)	有効回収率
就学前児童	708件	475件 (563件)	67.1%
小学生児童	1,000件	756件 (991件)	75.6%

※「有効児童数」は、調査票に記載された児童数です。

(3) 調査結果の見方

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 本文中の設問の選択肢について、長い文は簡略化している場合があります。

2 永平寺町子ども・子育て支援事業計画策定経過

年月日		内容 等
平成 30 年	12月6日～ 12月20日	ニーズ調査の実施
令和 元年	11月12日	第1回永平寺町子ども・子育て会議 （1）第二期永平寺町子ども・子育て支援事業計画（案）について （2）今後のスケジュールについて （3）次回開催日について （4）その他
	12月19日	第2回永平寺町子ども・子育て会議 （1）第二期永平寺町子ども・子育て支援事業計画（素案）について ・第4章：施策の展開 ・第5章：量の見込みと確保の内容 （2）次回開催日について （3）その他
令和 2 年	2月18日	第3回永平寺町子ども・子育て会議 （1）第二期永平寺町子ども・子育て支援事業計画（素案）について （2）パブリックコメント案について （3）その他
	2月26日～ 3月10日	パブリックコメントの実施
	3月27日	答申（町長報告）の実施

3 永平寺町子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的かつ効率的な運用を実施するにあたり、子ども・子育て関係者等から広く意見を徴収するため、永平寺町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 永平寺町子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関すること。
- (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施設の実施状況に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 会議は委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子どもの保護者の代表者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて召集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

4 永平寺町子ども・子育て会議委員名簿

(順不同・敬称略)

役 職 名	氏 名	備 考
学識経験者（仁愛女子短期大学）	賞雅 さや子	会長
小・中学校長会代表	増田 実典	副会長
主任児童委員代表	山澤 昌子	
町 PTA 代表	佐々木 幸絵	
幼稚園園長代表	齋藤 恵子	
幼稚園保護者会代表	小玉 清人	
幼稚園保護者会代表	小林 博光	
幼稚園保護者会代表	齋藤 拓也	
児童厚生員代表	和田 育実	
子育て支援センター支援員代表	古市 純子	
放課後児童クラブ支援員代表	渡邊 恵子	
母親クラブ代表	中村 みく	
地域組織活動代表	松原 武範	
女性連絡協議会代表	堀江 俊子	
福祉関係代表	小林 政広	

子ども・子育て支援事業計画 策定関係課	
1	総務課
2	住民生活課
3	福祉保健課
4	農林課
5	建設課
6	学校教育課
7	生涯学習課
事務局	子育て支援課

第二期永平寺町
子ども・子育て支援事業計画
令和2年度～令和6年度

発行 令和2年3月

編集 永平寺町子育て支援課

〒910-1192 永平寺町松岡春日1丁目4番地

TEL 0776-61-7250 FAX 0776-61-3464



永平寺町イメージキャラクター
「えい坊くん」

第二期永平寺町子ども・子育て支援事業計画
(令和2年度～令和6年度)